

平成16年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第2日)

平成16年11月25日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成16年11月25日 午前9時30分開議

日程第1 議案第1号 周防大島町役場の位置を定める条例ほか204件の条例制定の専決処分の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 周防大島町役場の位置を定める条例ほか204件の条例制定の専決処分の承認を求めることについて

出席議員(26名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	教育長（暫定）	西村 高明君
総務部長	椎木 巧君	総務課長	吉田 芳春君
総合政策課長	村田 雅典君	財政課長	奈良元正昭君
企画課長	中野 守雄君	税務課長	橋本 澄夫君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
商工観光課長	中原 忍君	環境生活部長	田村 博君
生活衛生課長	東原 正一君	水道課長	上元 勝見君
下水道課長	嶋元 則昭君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	吉村 正晴君
橘総合支所長	坂本 薫君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	横山 充生君		

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、議案第1号を議題とし、前回の議事を継続します。

これより質疑に入ります。

質疑については、各条例ごとに質疑を行います。条例第1号から質疑を行います。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） では、質問いたしますが、この文章ですけれども、「周防大島町役場の位置を次のとおりと定める」とありますが、もうこれは専決処分をされておるわけですから、変えれということではありませんが、今後の、これ、町長のお考えをとということでお聞きしたいわけですが、役場の位置の次に、「当分の間」という言葉を入れてほしいという希望があるわけですが、その辺の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 町長。

町長（中本 富夫君） お答えをいたしますが、条例には入っておりませんが、協定項目には入っておりますので、御理解いただいて間違いはないと思います。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、私がお聞きしたいのは、今後、そういう「当分の間」という言葉を入れてほしいという希望なんで、それを入れるか入れないかという答えでお答えを願えたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 町長。

町長（中本 富夫君） この条例の中には入れる必要はないと私は思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 客観的に聞いちょきたいというふうに思いますが、今回、周防大島町役場の位置を定める条例、これについては、基本的には今回、合併という専決に伴うわけなんです。本来、いわゆる条例設置、そして位置の変更、これは地方自治法でいう特別多数議決の対象ということでとらえておってよろしいかというふうに考えますが、その点の確認をしときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 御意見のとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第2号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第3号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第4号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第5号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、基本的には.....

議長（新山 玄雄君） 5号ですよ。

議員（16番 広田 清晴君） できれば、ナンバーできのう言うちよるでしょ、ナンバーで言うてもらわんと。（発言する者あり）ナンバー何号で言うてもらわんとわかりにくい、非常に。

議長（新山 玄雄君） 次、行きます。じゃ、休憩します。

午前9時40分休憩

.....
午前9時41分再開

議長（新山 玄雄君） 引き続き会議を開きます。

条例第5号、質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第6号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 非常に審議がしにくいわけなんです、条例6号について質疑をします。

今回、条例が提案されて、先ほど言いましたように規則が全くないという状況の中で、どの範囲までが、早う言うたら質疑ができるんかが非常にわかりにくいということなんです。実際に、今これを提案するに当たって、施行規則、事務決済規定などの関連部分について、どこまでが準備できているのか、実際に。例えば今現在、合併して2カ月になりますが、まだ窓口の中に、いわゆる規則、規定部分が十分備わってないという状況の中で、基本的には連携、部といろんな連携がここで質疑するのか、そこもわかりにくいという状況なんです。そいじゃけ、一つは、どこまでが整理されて、これにかかわって事務決済規定また施行規則などがどこまでが、いわゆる窓口で備えつけられているのか、その点からまず聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。行政組織条例に関する規則のことですが、今回、御承認をいただきたいのは条例ということですが、その審議の過程上、条例だけではなく、規則が備わっておることが大事だということは、よく認識いたしております。

合併という大変大きな事務作業の中で、この条例の整理がちょうどその合併に間に合うように

ということで、大変膨大な条例でございますので、その規則まで、すべてを皆さんにお渡しできてないということでございますが、今現在、各条例に関する規則については、でき上がっております。ちょうど今、印刷にかけておる状態でございますが、この本会議までに皆さんにお配りできなかったんですが、各部ごとにはすべて配布いたしております。それで、今回の行政組織条例に関連する分野の規則につきましては、行政組織条例施行規則と、今議員さんのお話にありました事務決済規定、これらに関連するところございまして、組織条例につきましては、補足説明でも申し上げましたが、部制を敷いておりますので、従来の各町の条例規則とは大幅に変わっておるわけございまして、新しい部制を敷いた条例に基づいた施行規則を用意いたしております。今、ちょうど印刷がかかっておる状態でございますので、次の定例会までにはお配りできると思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 具体的に、議員に回るのは、それはいろんな中でおくれることもありましょう。じゃが、やっぱり実際的に仕事をする窓口、例えばいろんな転記をしながら仕事をしていくわけですね、そういうときに、やっぱり例えば部と総合窓口部門との連携とかというのが、今2カ月間の中で、実際的には整備されてない、それは弱点かどうかわかりませんが、中で、住民が非常に実際合併して2カ月来たが、非常に町の職員さんも大変、住民も大変という経過で来ちよるということは、やっぱりかなり深刻な状況だというふうに、私は考えておるんですよ。そういうところで、先ほど言われましたが、きちっと議員もそれを審議するためにはそれが必要なんですよ、実際。今、どういうふうな中でやっちょるとかということが、非常に大事な範囲に入るんで、ぜひとも早い時期に、先ほど12月と言われましたが、早い時期に関連する定例会という言われ方をされたようなんで、早い時期に出していただきたいというふうに思います。以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 行政組織の問題ですので、仕事の内容かなというようなとらえ方をしておりますが、実際、ごく最近の新しい、要するに要望と言いますか、仕事の分野として、この条例の中にも後に出てきますが、情報公開というような問題がクローズアップされております。それで、旧4町ともそれぞれ条例を制定されて取り組んでおられたし、この議案にも周防大島町として情報公開の条例を定めて、そういう情報公開に努めていくんだというような姿勢が伺えますが、一体この周防大島町役場自体の仕事の組織の中で、その分野はどこに入るのでしょうか。

その点と、もう1つは、例えば、今回上げられておる各仕事の内容のここに入りますよというようなことであれば、新しいそういった分野のことに関しては、一つの目玉として、新しい町の

周防大島町の私たちの町の一つの大きなポイントですよ、目玉ですよとして、情報公開に努めるなり情報公開に関することなりの、要するに文字をぜひ入れてほしいと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） ただいまの御質問ですが、情報公開に対する部署はどこであるかということですが、企画課の広報情報統計班というところで、情報公開及び情報保護及び町内の情報化に関することというのを分掌するというにいたしております。

ただ、条例の方では総務部ということになっておりまして、総務部の中には条例でその事務分掌が出ておりますが、要するに条例では部の事務分掌を定めるといふふうに、自治法の158条でなっておりますので、部の事務分掌までしか条例では出ておりません。要するに、施行規則の方で今度は課または班の事務分掌が出るということになっております。

それで、情報公開のことを広く住民にということでしたが、合併のごく直前になってお配りいたしましたこの「暮らしのインフォメーション」、これの中には、企画課の広報情報統計班の方に情報公開または情報保護というふうなものを分掌するということが、小さくて申しわけないんですが、ここに出させていたしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 今、御説明をいただいたことは、理解をしておるつもりなんですが、要するに、町の一番ポイントとなる法律といいますか、約束事というのが条例だと思うんです。その条例の部分にぜひともそういう文言を文字を入れて、私たちの町はこういうことをポイントに、目玉としてこれからも頑張っていくんだというようなことを考えていっていただきたいということを申し上げてるわけです。規則とか、そういった部分には、そら、我々議会や役職におられる方々はわかるかもわかりませんが、ごく一般の方々には、そういったものは見えてこないわけですよ、実際はこういうことをやってますよと言われても、なかなか見えてこない部分だと思います。かなりのポイントの部分だと思いますので、その辺はもう少し御検討を願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁要りますか。

議員（13番 魚谷 洋一君） はい。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 御質問のとおり情報公開というのは、大変ひらかれた行政ということと大事なことだと思うんですけれども、それで条例の最後に「この施行に関し必要な事項は規則で定める」といふふうにはなっておりますが、今の御指摘のような明確な文言がこの条例に記

載されるべきではないかということでございますので、これは当然、入れるとすれば条例改正が必要になってまいります。今後検討させていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平野議員。

議員（４番 平野 和生君） 僕はちょっと時々まと外れなことを言うことがありますんで、そんなときは、どうかお許しを願いたいと思います。

産業建設部のことなんですけど、今、漁港課の人数が８名ですか、と思うんですけど、彼らは今、台風１８号、２３号の影響でかなりハードな勤務状態であると思っております。到底８人じゃ間に合わんのじゃないかと思っておりますが、地域、各支庁から支援班が出たりしてその点をカバーしているのかどうか、担当部長にお答えをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議員皆さん御存じのとおり、合併直前に台風１８号に南側の地域を見舞われまして、また合併後に台風２３号で北側の地域、要するにダブルパンチで大変ひどい被害を受けております。ちょうど合併を挟んだ前後にこういう大被害を受けて、非常に合併の準備にも支障が出たというふうに思っております。

それで、１０月の１日に合併しましたが、すぐに１０月の１２日に産業建設部の関係の課、要するに建設課、水産課、農林課に各他の部署から１０名の職員を兼務で派遣をいたしております。水産課にも２名ほど派遣をいたしております、１名を兼務いたしております。そういうことでございまして、３名ほど追加の職員が出ておりますが、３名では到底追いきれないぐらいの業務量が発生いたしております。これは１１月から１２月までに災害復旧の査定が行われるということで、査定前ということで、今現在派遣をいたしておりますが、職員は非常にハードな業務をこなしておるということでございまして、派遣はいたしておりますが、非常に厳しい状態であるということは、申し上げておきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

議員（２３番 小田 貞利君） 総合支所の役割といいますか、そういった部分が、この条例の中に入ってもいいんじゃないかなという気がします。合併前から総合支所の役割はかなり大きな役割として残すべきじゃないかなという議論が各地区でされたと思いますが、こういった部分が明確化されてない部分と、次に、設置条例の中にあります総合支所としての設置条例はありますが、これだけを見ると、ただ支所がふえたというニュアンスが多いので、総合支所の明確な役割と、どこからどこまでを対応ができるのか、といった部分が条例化されるべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 行政組織条例と同じく、総合支所、出張所設置条例が、次の項目で

出てまいります。これにも、先ほど広田議員さんの御指摘のように規則がまだ今日の例規集の中に編集されておりません。要するに、条例を受けまして、総合支所、出張所の事務分掌を規則で定めておるといふことでございます。その中で総合支所の役割、また出張所の役割が定められているところでございます。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第7号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 質疑の角度を変えにやいけんかなというふうに思いよるのですが、実際的に各条例ごとに規則、訓令、町長が定める、そして要綱ということに条例の最後になってきます。それで、私が聞いちょきたいのは、この条例の中で、今、先ほど議員さん言われましたが、この久賀総合支所以降、2条関係で、基本的に必要な事項は町長が定めるということになっちょるんです。そうすると、町長が定めるとした範囲について、例えば、頭だけでいいです、どういう言い方が正しいかね、何々について、何々ついてという格好で、どういう範囲で定めておるのか。「町長が定める」、この条文で言えば「町長が定める」ですよ、久賀総合支所、棕野出張所、大島総合支所以下、2条関係皆定めてますよね。その中で、町長が定めた範囲について、柱について、柱で結構ですから、まず質疑をしちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

周防大島町総合支所及び出張所設置条例施行規則の柱についての御質問でございますが、第1条では趣旨を定めております。第2条では総合支所、出張所の内部組織及び事務分掌を定めております。第3条では、総合支所長等の職及び職務を定めております。第4条ではその他としてこの規則の施行に必要な事項をまた別に町長が定めるということ、委任をいたしております。附則では施行日を定めておるといふことでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 再度、この項で質疑しちょきたいわけなんです、いわゆる総合支所の方に、この今言われた町長が定めた部分が窓口の方にきちっと備わっているのかどうなのか。きちっとそれが行ってるのかどうなのか、日々仕事しよるわけですよ、この条例に基づき。そういう中で、その町長が定めた範囲が届いているのかどうなのか、現場というものが。それだけをちょっと確認しちょきたいんですがね。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 当然、総合支所、出張所には届いておると思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第8号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは各町がある実際上のコミュニティー施設の中身なんです、これについて、条例改正の時点で例えばよりよい方向という議論で条例を考えられたのか、それとも、もうそのままその町にある条例をそのまま、元の条例を取り入れただけという考え方なのか、その辺もちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 周防大島町コミュニティー施設設置条例でございますが、基本的には各町にありました同類の条例を統一したということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 条例については、かなりそのときに適したものというのが、条例の考え方というふうに考えております。そういう中で、地元の議員が質問するのは非常に恥ずかしいことなんです、3条を見てください。すべて町長の承認を受けなければならない。管理委託については、地元のコミュニティーに、維持管理については当該施設の属するコミュニティー代表者に委託することができるということになっておりますが、実際的に承認事項になると、これは町長の承認を受けなければならないということになっております。そうすると、基本的にはどういう形の中で町長の承認を受けるという中身になっておるのか、ちょっと報告を求めたい。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 町長が定めると、町長が決済するということはたくさんあると思いますが、それを一々すべてが町長に専決を任されているというわけではなくて、町長の専決事項を助役、部長または担当課長に専決事項としてるということございまして、それについては、事務決済規定でその範囲を定めているところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第8号の質疑を終了します。

続きまして、条例第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第9号の質疑を終了します。

続きまして、条例第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第11号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 条例第11号大島町情報公開条例について、質疑を行います。

この中で4条について、利用者の責務について触れております。この中で、公文書の公開を受けたものは、得た情報は適正に使用しなければならないということを述べております。適正とは、まず何を基準に適正、不適正の判断をされるのか、聞いておきたいと思います。

これは非常に時の執行部にとっては、非常に幅の広い内容になります。というのが適正に使用しなければならないといった場合に、かなり幅が広いんです。だから、適正の基準については、ここでとうとうと適正とは一体何なのか、保護なのか、それとも通常の範囲なのか、それともどうなのか、それを聞いて、それで、仮に適正、適正でないというのは、どこが判断するのか、聞きたいというふうに思います。

それと、情報公開条例の中で、補助団体の情報公開という部分があります。これは、19条、ここでいう補助金、負担金、これについては、基本的には予算上、補助金、負担金と言わないが、いわゆる委託金とかありますね。この場合は、ここで指すのかどうなのか、それを聞いておきたいというふうに思います。

それと20条、これは公開請求窓口ですから、これは各総合支所等ですべて入っているというぐらいに考えとっていいのかどうなのか聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。総務部長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

まず、第4条の利用者の責務の中で、適正にしようということですが、この適正にしようという解釈は、「公文書の公開によって知り得た情報は、社会一般の良識に従って使用し、第三者の正当な権利、利益を不当に侵害しないことをいう」ということで行っております。

それと、第19条の補助団体等の情報公開、委託金も含めるのかという話ですが、これは補助金または負担金ということで、委託金は該当しないということですが、

それと第20条の公開請求窓口、これは総合支所等も全部この窓口ということですが、

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、第2条の5号のところですが、公開という定義の意味の説明の部分ですが、私の解釈によりますと、実施機関が要するに公開という部分をどういうふうにとらえているかということ、この文章を読みますと、3点ほど。

まず公文書を閲覧することを提供することと、それから視聴、つまり見ることが提供すること、それから、公文書の写しを交付するんだと、この3点だと思うんですが、問題は、この文章を素直に読んでみますと、そうとれないんですね、私自身。と言いますが、ちょっと読んでみますと、「実施機関が公文書を閲覧し」という、そのひらがなの「し」というのがありますが、私はこの「し」というひらがなが要らないんじゃないかと思います。と言いますが、この「閲覧」と次にあります「視聴」というのが、要するに次の「供し」という言葉に係っていくんじゃないかと思いますので、閲覧と視聴を提供するんだと、これは、実施期間が提供するわけですね。要するに請求者、申請者に対して。それから、公文書の写しを交付、これも実施機関が交付するんだ、申請者に対して写しを交付するんだと、そういうふうに解釈をせざるを得ないんですが、そういうふうな文章に私なりに考えてみますと、先ほど言いました「実施機関が公文書を閲覧し」というこのひらがなの「し」が要らないんじゃないかということでもあります。

それから、11条の5項以下、これは第三者が関連してきた場合という、いろいろなことがこの条例で書かれてあります、手続が。実は、旧東和町の条例を読んでいただくとわかるかと思うんですが、非常に簡単に、この5項のところ、一番最後のところ、意見書を提出する機会を与えることができると、この条例には書いてありますが、旧東和町の場合は、意見書を「ねばならない」というような形になっております。それで打ち切って以下の、要するに手続等に関しては、規則なりそれから運用規則なりで、こと細かくたしか規定をしておいたと思いますが、そういう条例の方が、要するに第三者が絡んできた場合、たとえば今までのこの条例が施行されて、問題があったのかどうかというような点もあろうかと思うんですが、その部分を踏まえてこういう条例として、こういう項目を追加されたのかなというような気もするんですが、実際に審議をされるわけですね、第三者が絡んできた場合には、そういった場合の手続として、条例にこういうこと細かなことを書くよりも、規則で定められた方が、後の問題が起こったとき、あるいは修正をしなければならないというようなことになったときに、やりやすいんじゃないかと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

まず、第2条の5号でございます。公開、「実施機関が公文書を閲覧し、もしくは視聴に供し、または公文書の写しを交付することをいう」ということで、「し」という言葉ということござ

いますが、閲覧あるいは視聴、これはいわゆる録音関係、そして例えば音訳による方法ということで、「閲覧し、視聴に供し」ということで表現させていただいております。第11条の5号でございますが、実は、この情報公開条例、4町とも情報公開条例があったわけですが、内容的にはほぼ同様でございます。基本的にこの条例は旧東和町の条例を基本につくっております。御指摘の第11条につきましては、旧東和町の条例でも、意見書を提出する機会を与えることができるというような文言で記載しております。

こういうことにつきまして、やはりそういうもので対応したいということでやっております。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 字句の訂正等、もろもろ御説明がありましたが、内容的にはほぼ御理解をいただいていると思いますので、その点については、それでいいと思いますが、もう1点ほどお願いします。同じく11条の件なんですけど、初めから2行目ですか、決定の時期、時間と言いますか期間と言いますか、当該請求書を受理した日から起算して30日以内となっておりますが、これ、たしかいろいろ元東和町のこの条例をつくるときに論議があったと思うんですが、15日という日にちを入れておったように思います。その理由は、たしかなるべく請求者のあるいは申請者のことを考慮して、なるべく早い時期に決定をしようじゃないかという日にちだったと思います。その日にちも、要するにそれまで成立しておったこの条例の日にちをいろいろ調べまして、最短がもうちょっと短いこともあったんじゃないかと思いますが、この30日というのもありました。それから15日というのもあったように思います。なるべく短い時間で結論を出した方が、要するに申請者にとってもいいんじゃないかというようなことで、15日という日にちを設定したように思うんですが、旧東和町の場合ですよ。今回、この周防大島町のこの決定の時間が30日以内というふうになっておりますが、これは、何か実際にこの条例を運用されて問題点があったのかどうか。また、30日にした理由、それ等を御説明願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

請求を受理した日から起算してということでございます。この4町それぞれいろいろな日数を記しております。30日もあれば15日以内、14日以内ということでございます。ただ、延長期間、決定が困難な場合の延長期間というものも各町ございまして、それを足しますと45日から75日ということでございました。今、問題があったのかということでございますが、取り立てて、とりあえず新町になって問題というのはございません。このたび30日ということでございますが、延長入れても最高75日間ということ、条例を制定している町もございました。また分庁方式ということでもございますので、30日ということで制定させていただきました。ただ、

30日はこれは以内ということでございますので、速やかに決定するのは言うまでもございません。

そういうことで御理解をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

続きまして、条例第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第12号の質疑を終了します。

続きまして、条例第13号、質疑はありませんか。質疑はありませんか。13号、魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 第12条の2項ですか、「前項の証明は」という条例なんですが、印鑑登録原簿票に登載されている陰影を「光学画像読取装置」って何ですか。

議長（新山 玄雄君） 何条でした。何条。

議員（13番 魚谷 洋一君） 済みません、第12条ですね。

議長（新山 玄雄君） 印鑑条例でしょ。

議員（13番 魚谷 洋一君） そうです。5ページです、ページで言いますと、の2項ですね。上から3行目です。「光学画像読み取り装置」、これ何ですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

「光学画像読取装置」、要するにスキャナーということなんです。どう言いますか、性能のいいスキャナーというふうに御理解いただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） スキャナーですか。その2行下にはプリンターと書いてありますね、カタカナで。じゃ、何でここスキャナーって書かないんですか。プリンターってのも日本語の漢字で書かれたらいかがですか。実際、スキャナーって、もう日常語になってるんじゃないですかね。皆さん、御存じだと思っんですけど、いかがですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） どちらにも、日本語でもわかるように、また通常使われている外来語でもわかるように、調整してみたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 恐らく漢字に強い方はわかられると思うんですよ、「光学画像

読取装置」というのは。意地の悪い人はスキャナーかな、それともカメラかなと、カメラまで幅広く言われるんじゃないかと思うんですけど、要するにスキャナーだと、パソコンを使ってという、コンピューターを使って読み取るんだというような意味合いだと思いますんで、カタカナで書いてどうこう、漢字で書いてどうこうというようなことを言ってるわけじゃないんですが、スキャナーだというふうな設定をされた方が、私はいいんじゃないかなという意見です。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。条例の中に、ほかにもこういう文言が出てくるのではないかと考えておりますが、できるだけ明確にわかるような調整をしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 13 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 14 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 14 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 15 号、質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 15 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 16 号、質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 16 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 17 号、質疑はありませんか。質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 17 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 18 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第18号、質疑を終了いたします。

続きまして、条例第19号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この件は、各町とも統一じゃったのか、それともどういうふうなまとめ方をしたのか、聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 周防大島町交通災害共済条例でございますが、各4町とも全く同じ取り扱いをいたしておりました。要するに、これを災共済として、山口県町村会の方で取り扱っていただいております災共済に加入をしているという状況でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第19号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第20号、質疑はありませんか。田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） これを見ますと、笠佐が載ってなかったんですけど、25条で行政連絡船が出てますので安心してたところです。ただし、料金が不統一、それと、学生はもう少し下げなきゃいけないんじゃないかと、いろんな規則があるでしょうけど、その辺を今後検討してもらいたいと思います。ただ、短期間のうちによくこれだけまとめたということに対しては、敬意を表してます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 大島町営渡船設置及び運営に関する条例の第4条関係の料金のことでございますが、今現在、この条例を4町の取りまとめた段階では、4町の使用料をそのまま引き継いでおるということでございまして、この使用料につきましては、各町とも過去の長い歴史の中から来たものでございまして、合併を控えた直前に全体を調整するというのは、非常に難しいという状況でございました。そこで、新町になって4町とも有人離島があるわけでございまして、その離島の対策としまして、できるだけ整合性のとれた料金体制にしていきたいというふうに思っております。今から御協議をお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 第3条には、臨時運行についての規定がなされてますが、久賀前島航路については、別表で臨時運行の料金の規定がありません。ということは、久賀前島航路については、臨時運行した場合は普通の旅客運賃で運行するのかどうかということと、別表の第

4条関係、その2の伊保田情島航路の定期券の学生という文言がありますが、これの学生という解釈は、一般的には私は大学生以上は学生だというふうに認識をしておりますが、いわゆる児童・生徒はどうなるのかという2点をお伺いします。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。40分まで休憩します。

午前10時24分休憩

.....
午前10時39分再開

議長（新山 玄雄君） 引き続き会議を開きます。

続きまして、条例第20号、質疑はありませんか。失礼しました。19号の質疑中でございました。（「20号」と呼ぶ者あり）答弁をいただきます。中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

まず、情島航路の学生につきましては、高校生以下でございます。久賀前島航路につきましては、臨時便という形態をとっておりません。これは増便という形態をとっておりまして、増便につきましては、通常の料金を取っておるということでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 解釈としては学生という解釈はわかりましたが、よその航路を見ると、きちっと例えば旧久賀は児童・園児・中学生・高校生というように区分してありますので、今後、これは改正をして、よりわかりやすくされた方がいいのではないかとこのように思います。

それと、今の臨時便については、増便という、これもただ名前を変えたというふうに理解してよろしいのでしょうか。増便だけでも臨時便というふうに理解してよろしいですかね。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

まず、文言につきましては、また検討させていただきたいと思います。それと、いわゆる増便と言いながらも、よくイベント等がありましたら、増便という格好でやっております。ですから、基本的には臨時便ということではございましょうけど、増便という格好で現行の料金を取っているということではございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 厳密に言えば、増便というのは、通常の運行よりふやすから増便なわけですね。例えば台風とかがあつて、昼間の運行ができなかった。それによって島民の皆さんが帰れなかったという場合は、その通常の運行時間以外に走らすことを臨時便というんじゃないでしょうか。それはやらないわけですか、じゃ。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

ですから、増便という形で行っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 町営ということで、町職員が従事されておるといふうに感じますが、実際的にくが、せと丸、ひらい丸、これは町営運行ということなんですが、それぞれ何人ずつ対応しとるのか、実際としてですね。それともう1つは、これに伴い、例えば過去の経緯があって、それぞれ児童・生徒の場合は実際的にはいわゆる無料対応と、補助はどこどこがやっているのか、実態としてですね。それをちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

情航路については2人でございます。久賀については4名、前島についても2名ということで行っております。で、補助ということですが、これは離島航路の補助ということですので、全体の事業費についての補助ということございまして、個々の料金についての補助ということではございません。全体的な補助でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 例えば、こういういわゆる交通一般にかかわって、例えば過去、その地域に学校があって、廃止になる場合、例えばその中のいわゆる児童・生徒のそれまで学校があって、遠くなったんだから、その間のいわゆるバス運賃等を見ましょうということで、さっきあなたは広い意味で言われたんですが、そういう生徒に対して補助的なシステムは、今あるのかなのか、そこを聞いちょきたいわけですよ。生徒、例えば廃校とか、そういう形の中で生徒を輸送するわけですね、学校がなくなったら。そのときに、過去の経緯から現在、子供たちは無料にして、元の子供たちの利便を守るという形での補助をとっとる航路はあるのかなのか、そこを聞きよるわけですよ。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時47分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開いたします。

答弁をお願いします。中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

町の補助と言いましても、町の単独で補助をしております。現実にもういないところもござい

ます、生徒が。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） さっきから言いよるこの増便つうか臨時便というか、島民が困っちゃうときの臨時便とか増便で、恐らくこの金額には、職員を臨時便で出したときの日当と絶対に合わんと思うんですよ、金額は。だから、島民が困っちゃうときは安く、イベントとか、そういうときには、これでは赤字じゃないんかと思うんです。そこのとこ、どうなのか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

町営渡船の料金の設定につきましては、従来の旧町で設定されとった料金をそのまま新町では引き継いでおります。そういうことでございますので、新町になってこの3航路の整合性を見ながら、再度また調整をしてみたいと思っております。また、先ほどの前の質問もありましたように、増便か臨時便かということにつきましても、字句の文言を統一し、明確になるように調整をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 今の時点で、どのくらいの赤字になるのか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

航路ごとの赤字の幅については、ちょっと今ここで資料を持ち合わせておりません。今、中本議員が御質問なのは、例えばひらい丸で言えば臨時運行便が平日で1万4,000円、祝祭日土日で2万2,000円ということに対して、それが果たしてプラスなのかマイナスなのかという御質問だろうと思いますが、1航路に対する1万4,000円または2万2,000円が、それでペイしているかどうかということについては、非常に職員の人件費だけではございませんし、償却もあるでしょうし、燃料費もあるでしょうし、その他もろもろの経費もありますので、明確には出しておりませんが、全体での収支は明らかになっておりますので、また資料をお渡ししたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） もう1回、再度言うけど、島民が困っちゃうときの臨時便は、私自身、無料でもええんじゃないか。イベントとか何でもないとき船を出すつうわけじゃないけど、そういうときにはもっとこれを金額を上げにゃいけないんじゃないかと、そういうことなんです。そこのとこ、恐らく人件費というのが一番負担になると思うんです。そこのとこをきちっとした資料を、ひとつよろしく、帰るまでをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 今の臨時運行便に対する費用のことですが、明確になっているとこと、または増便という形で通常の使用料をとっているということがございますので、今すぐここで調整というのは、非常に難しいかと思っております。要するに、3航路が住民の皆さんから見てどこも、当然その距離とかもあるわけですから、そこらを含めて公平な料金体制になっているというふうな形になりますように調整をしたいと思っておりますので、今すぐということにはならんと思っておりますが、またそこら辺は各航路にもいろいろ諮問委員会等もありますので、そこでも検討していただきながら、全体の整合性のとれるような形での料金体制を設定したいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） ちょっとお尋ねします。ひらい丸は高齢化、障害者のためにバリアフリー形式になっているんですが、ほかの航路も全部なってるんですか。お尋ねします。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

ほかの航路については、すべてそうなっているというわけではございません。ただ、そういう運輸局からのバリアフリー化というような話も来ております。今後検討してみたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 御答弁ありがとうございました。早急に、なるべく早くできるようによろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 答弁要りますか。

議員（17番 魚原 満晴君） いいです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第20号の質疑を終了します。

続きまして、条例第21号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） さきの21号ですね。さきの議会選挙において、かなり苦情が出ておりました、ここでは、というのが、ポスターの位置と、掲示場、箇所の位置、いわゆる出される位置がずれちよるとか、そういうのがありました。実際的にはかなり混乱されたというふうには、私の方も見ております。ほいで、当面は、この間のポスターの箇所数が、いわゆる附則で設ける箇所数ということで当面行くということによろしいんですかね。箇所数。

実際的にこの間、1つは苦情なんです。議論の中で苦情を言うちょきたいというのが1つ。い

うのが、実際的にこの間、選挙に際してポスター設置箇所に関する条例に基づき、附則の中で設置箇所とか、附則ですか、選挙管理委員会が定めるのかな、必要な事項は、という中で、実際的には出されたものが、いわゆるポスター番号と地図の位置が違ったり、地図の中のそれが実際にはそこにはないのに、あるように書いたり、実際的にそういう状況があったということなんです。ここでは、ポスターの設置に関し必要な事項を定めることとするということになっとなるので、この項でしか発言できんと思うんですよ。そういう中で、1つは当面、この間言われた箇所数がずっとこの条例改正までは行くということですよ。それが1つ。

それと、そういうふうな例えば事務上の取り扱いでかなり煩雑な状況があったという苦情は述べちゃきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

ポスター掲示場の件でございますが、旧4町で各町とも公営掲示場の設置をいたしておりましたが、これをそのまま旧町のままですとすることは、今回26名の議員定数になりますことで、区画も相当大きくなりました。また、町長の選挙も同時に行われるということでございまして、旧町で設けておりましたポスター掲示場の位置にそのままつけるということは、非常に難しいということでございまして、相当の数を移動しておりますし、数の変更も行っております。

それによりまして、立候補予定者の皆様方に告示前に既にお配りしたと思いますが、その後、実際に立てて歩いた場合、またここは困るというふうな苦情が出たり、そういうことで位置を少しずらしたというようなことで、当初お渡ししました地図とずれが出るというようなこともあったようでございます。それは大変御迷惑をおかけしたと思っております。

そういうことでございまして、今までに12名から16名というふうな議員定数での掲示板の位置でありましたから、それから大変大きなものになったということで、場所の設定も非常に苦労したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。今後、もう少し上手になるようにやっていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、ぜひ注意していただきたいのは、実はポスター掲示というのは、いわゆるその住民に見ていただく、選んでいただく武器なんですね、一つは。それをぜひとも掲示の箇所については頭に入れちょっといただきたい。というのは、実際的には、もう住民が見るんじゃなしに車が見る。実際車は見えんわけですよ。じゃが、逆に住民は見えないというような。例えばポスターを見よう思うたら、車を車道を横切っていかんと見えんというような感じで、かなり住民から、何でそんなのちゅうのが出ちゃったので、かなりその辺は、今後は配慮を求めちゃきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今まで、旧久賀町議会では、議案に対して関連質問は認めていただけなかったんで、議案に対する質問しかできなかったわけですが、どうも関連質問も結構認めていただくようなんで、関連質問として質問させていただきますが、今、広田議員さんがおっしゃってたさきの選挙で、私も感じたわけですが、いわゆるポスターの位置が平等というか、自治会によっては全然ないともあると。しかし、50メートルぐらいの間に3カ所ぐらいあるとか、結構固まった、今回、なかなか時間がなかったんで、設置場所、それと先ほど部長さん、言われたように広がったということで難しかったんだらうとは思んですけども、今後は、やっぱりきちんと、自治会の中に1つもないような状態というのはなくしていただいて、また、そういうように50メートルのところに3カ所も必要かなということもありますんで、その辺の設置場所については、御検討をしっかりとって、それから、2条の2項には減すこともできるというふうに書いてありますんで、もう少し減してもいいのかなということもありますんで、これは関連で申しわけないんですが、考えていただけたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） このポスター掲示場の数の問題でございますが、投票区ごとにまず基準額がございまして、投票区で区域が切られておることから、今御指摘のような各自治会ごとでの枚数というのに、若干、ない自治会があったというようなこともあるかと思えます。

今、お話もありましたように初めてのことでございまして、選管の職員もすべて各4町から配属されておるといってもございませんでしたので、非常に位置についてはそういう御迷惑があったかと思いますが、次の選管の委員会でもこの問題は協議していただきまして、できるだけ自治会単位でもあるように、できるだけ配慮したいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑。神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 関連事項外かもわかりませんが、一つお聞きをしておきたいことがございまして。今のポスターの掲示場のことが出ましたのですが、実はポスターのことですが、私の男前のポスターが2枚はがされたんですよ。雨も降ってない、風もないのに。こういう場合は、罰則としてはどういうのがあるのかお聞きをしておきたいと思えます。申しわけない。

議長（新山 玄雄君） 関連ですが、どうぞ、ちょっと答弁をお願いします。これとはあれですが。椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 公職選挙法でポスターについて、例えば破ったりはがしたり、遺棄

したりということについては罰則がついております。ただ、罰則につきましては、それを取り締まるのは警察でございますので、私どもの方はそういう通報がありましたら、当然、警察の方に通報したいと思っております。

議員（８番 神岡 光人君） ありがとうございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第２１号の質疑を終了します。

続きまして、条例第２２号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 監査委員の条例なんですけど、実際的に、これについては基本的には内部監査の範疇というふうに取り扱われるんですが、この条例を設置するときに、いわゆる外部監査の位置づけとか、そのへんの議論はあったのか。全くなく、今回、この条例設置をしたのか、その辺を聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

監査委員条例につきましても、４町の監査委員条例を並べまして、それから新しい条例を制定したということございまして、特に旧町の４町の条例から踏み出すようなことは検討いたしておりません。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第２２号の質疑を終了します。

続きまして、条例第２３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。これをもちまして、条例第２３号の質疑を終了します。

続きまして、条例第２４号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） ２４号でよろしいでしょうか。

議長（新山 玄雄君） ２４号です。

議員（１６番 広田 清晴君） 実は、この旧町でそれぞれ集めて、今回２０人以内をもって組織するということでもあります。それで、委員は、公共的団体、町議会、学識経験者、かなりダブった委員がかなりおられると。よりは、基本的にはこの運用に当たっては、きちっと必要な事項は、また町長がつくられると思いますが、やっぱり旧４町それぞれ当然のように、バランスよく

配置するという議論があるのかなのか、現在、实际的に専決で今から先、要綱がつくられ、町長が定められると思いますが、その辺のところは既に専決された後、議論開始はされているのかどうか、その辺は聞いときたいというふう思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総合政策課長。

総合政策課長（村田 雅典君） この件につきましては、議員お説のとおり、4町バランスをとって今から中身を詰めていくという状況であります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第24号の質疑を終了します。

続きまして、条例第25号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 条例というのは、国で言えば法律ですので、解釈をきちんとしておきたいと思いますので、もう一度伺いますが、この別表のこの幼児という、（1歳未満）というのがありますが、いわゆる幼児というのは、1歳未満は言いませんよね。1歳未満は乳児というふうに言われると思うんですが、幼児ということであれば、この括弧書きは要らないんじゃないかというように思いますんで、これも今後はきちとした文言にするということにさせていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 先ほどの離島航路の条例にもありましたように、こちらは行政連絡船という形になっておりますが、いずれにしても、そういう有人離島の航路でございますので、整合性の保てるような文言にしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 先ほど出ました町営渡船、それとこの今回だけ、小松笠佐の便だけ行政連絡船ってなってますよね。おまけに地域住民は無料と。これ、例えば浮島の住民がこういうのを見たとき、情島の住民、久賀の前島の住民が見たときに、無料と有料、ちょっとおかしいと思うのは当然と思うんですよ。その辺のところをちょっとお伺いしたいんですけど、旧町の大島町じゃたら別にいいと思うんですが、周防大島町になって、何ぼ何でも無料というのはいかがなもんかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

今の離島航路ともう1つ行政連絡船ということの名称が違いますが、また、要するに取り扱い自体も、海運局の違いがあると思いますが、住民の方々にとりましては、いずれも町営渡船とい

うふうに理解されるんじゃないかと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、合併に至るまでの旧町の長い歴史というものがあまして、これを合併までにすべてを同等に調整するという事は、非常に難しいということでございまして、過去の歴史を踏まえながら、今後の調整の課題にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第25号の質疑を終了します。

続きまして、条例第26号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 周防大島町職員定数条例について質問します。

2条で書かれています、それぞれ職員の定数は次に掲げるということで、書かれていますね。今、10月1日時点で、実際には何人で出発したのか、まず報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 職員の定数条例についてでございますが、職員の定数は、ここに掲げてあるとおりでございますが、このうち町長部局、議会の事務部局、教育委員会の事務部局、選挙管理委員会の事務部局、監査委員の事務部局、農業委員会の事務部局、合わせまして381名でスタートいたしております。要するに、この部局ごとの定数につきましては、非常に兼務、併任または兼任というようなものもかかっておりますので、個々には非常に出しにくいので、トータルで381ということでございます。公営企業局の職員数につきましては、公営企業局の部長の方から答弁させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） それでは、公営企業局の職員について御報告いたします。

まず医師が20名、それから薬剤師、放射線技師などの医療技術員が51名、保健師、助産師、看護師、準看護師で138名、社会福祉士、介護福祉士で19名、ケアマネージャー4名、事務員30名、教員10名、その他の職員46名で、合計318名でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、部長が言われる答弁はわかるんですよ。しかし、どの位置においても、基本的には5割以上の事務があるわけですよ、5割ずつちゅうのはないわけですよ。だから、私が言いよるのは、そこんところで、例えばそれぞれ配属されちよると思うんですよ、それを報告してくださいということなんですよ。お願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 失礼いたしました。それでは、町長の事務部局324、議会の事務

部局4名、ここには監査委員事務局兼務1名、総務課からの兼務2名が別におります。教育委員会事務局50名、選挙管理委員会事務局1名、これにはこれ以外に総務課から兼務が3名、総合支所から兼務が4名、兼務が4名と申しますのは、各総合支所から1名ずつの兼務を出しております。監査委員事務局で1名、もう1名は議会事務局からの兼務でございます。農業委員会1名、さらに農林課から兼務2名を出しております。以上で、実数の方が381と兼務が13名というふうになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第26号の質疑を終了します。

続きまして、条例第27号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第27号の質疑を終了します。

続きまして、条例第28号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第28号の質疑を終了します。

続きまして、条例第29号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第29号の質疑を終了します。

続きまして、条例第30号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第30号の質疑を終了します。

続きまして、条例第31号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第31号の質疑を終了します。

続きまして、条例第32号、質疑はありますか。中本議員。32号です。中本議員。

議員（20番 中本 博明君）

議長（新山 玄雄君） その答弁はちょっと難しいと思いますので、条例の審議でございますので、お気持ちはわかりますが。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 質問は削除しとった方がええよ。

議長（新山 玄雄君） 条例審議ですから。じゃ、削除ということでもよろしゅうございましょうか。はい、そうさせていただきます。（「進行」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第32号の質疑を終了します。

続きまして、条例第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第33号の質疑を終了します。

続きまして、条例第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第34号の質疑を終了します。

続きまして、条例第35号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第35号の質疑を終了します。

続きまして、条例第36号、質疑はありませんか。どうぞ、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、これについて質問します。

今回、それぞれ議長ほか、報酬の引き上げがされております。旧町と比較して、それぞれ比較で月額でどのくらいずつ上がったのか、改めてきのう補足説明されましたが、どこの部分で話されたのか、再度聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 議会議員の報酬の件でございますが、旧町の議会議員の報酬につき

ましては、4町とも同額でございました。そういうことでございますので、旧町の議長につきましては、25万3,000円の月額でございました。報酬年額にいたしますと403万7,880円でございます。これが新町では28万2,000円、450万720円という条例制定を行っております。副議長につきましては、20万3,000円、323万9,880円だったものが、新町の条例では22万6,000円と年額360万6,960円となっております。常任委員長、議会運営委員長は同額でございます。19万2,000円、年額306万4,320円だったものが、21万4,000円と年額341万5,440円となるものでございます。一般の議員さんにおきましては、18万5,000円で年額295万2,600円であったものが、月額20万6,000円、年額328万7,760円として条例制定をいたしております。 済みません、失礼いたしました。月額の方は、議長25万2,000円に対して28万2,000円、副議長は20万3,000円に対して22万6,000円、常任委員長と議運の委員長が21万2,000円に対して21万4,000円、議員が18万5,000円に対して20万6,000円でございます。それで、報酬額等につきましては、先ほど申し上げました報酬年額につきましては、期末手当を入れたものを先ほど御報告いたしましたので、ここの条例に制定しております報酬額、要するに報酬年額とは比較できませんので、御了承いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それと、私が再度問いときたいのは、こういう報酬決定において、ほんとに住民の皆さん方の意見を聞く場がなく、その専門委員といいますか、その中だけで議論されたのではないかというふうに見ておるわけですよ。役場の職員さん、助役さんクラスで、この決定がされたのかな、住民は、仮に入れておられれば、どういう、例えば法定協の中で、法定協の委員さん方すべて承認した中の範囲なのか、それとも上げるときにどういう状況なのか、その辺を聞いておきたいと。結局は、あとからしかられるのは議員ということになります。ですから、どれだけ住民の声を聞き取った上で、今回の条例制定がされたのか、そのところを聞いておきたいというのが質問の趣旨です。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 昨日の補足説明でも申し上げましたと思っておりますが、旧4町の時代に、大島郡4町合同の特別職報酬等検討会というのを設けまして、ここで検討していただいた結果を踏まえて、この条例制定に反映したものでございまして、各町から2名ずつの住民の代表に諮問委員になっていただきまして、8名で協議した結果、それを最大限尊重し、今回の条例制定に至ったわけでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、私は今まで4町足並みをそろえていう中で、余りに報酬等審議会になったんですかね、旧町では、そういうところでほとんど住民の声が反映されてない。ほんとに率直な住民の声がそういう議論の中に反映されたかというたら、余り逆に反映されてないんじゃないかいうところがあったんで、あえて今回、新しく条例制定するわけですから、その辺で、今初めて2名ずつというのが入ってもらったということなんですけど、住民がね、やっぱり実際的な議論の経過は、ほんとにそうなのか、住民の素朴なところがもっと聞きたいという点で質疑をしちよるわけなんですよ。じゃけ、実際としては2名ぐらいじゃ、基本的には不可能じゃなかったんか、住民の声を聞くのは不可能じゃなかったかという点を言うちょきます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 旧町の間報酬等の決定についての御説明がございましたが、この検討会に諮問をいたしますときの資料を出しておりますが、要するに、大島郡4町の特別職、町長、助役等の給与、議会議員等の報酬改定の状況は、平成7年度、1995年でございますが、ここで改正を実施して以来、今日まで9年間改定をいたしておりません。そういうことでございますので、報酬審議会というのも開かれてなかったということではなかるうかと思っております。

そういうことも踏まえまして、今回の改定案の諮問をし、答申をいただいたところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第36号の質疑を終了します。

続きまして、条例第37号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ページ数で言えば5ページになるわけですが、行政連絡員という項目がありますが、これはいわゆる自治会長というふうに理解してよろしいですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 旧4町では、行政連絡員または区長または旧東和町では駐在員というふうな名称がいろいろ違っておりました。それで、一つには、すごくこの件につきましてはわかりづらいところがあるんですが、例えば一つには自治会ということ、自治会というのはどういふものかと言いますと、従来その地域で自然発生的にできた自治会、要するにずうっと歴史がある自治会ですね。これは自分の地域を自らの手で治めようという自治の会でございます、これは行政からどうこうしようというものではございませんでした。だから、今までの自治会は今までのままで、名称はどうあろうとも自治会としてそのままやっていただきたいと。

ただ、こちらから願うものが、駐在員とか行政連絡員とか区長とかいう名称がばらばらでは、願う委嘱状を出すにしても、非常に不都合があるということで、今回、統一的な行政連絡員ということにしたわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） じゃ、具体的に聞きますが、旧久賀地区の場合の行政連絡員というのは、自治会長ということで理解していいですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 旧久賀町では、自治会長が行政連絡員になっておるということ聞いております。町によっては旧東和町では、例えば今までも町から委嘱している駐在員というのは、自治会長とは全く別個の方がなっておられたというふうなこともございますので、ここでは、特に自治会長が必ずしも行政連絡員になるかどうかというのは、それは地域の方からの御推薦というようなことになっておりますので、必ずしも一致してないということもございまして、旧久賀町では従来から自治会長が、今度新しい名称で言えば、行政連絡員になっているというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） であるならば、今まで旧久賀町の費用弁償条例では、自治会長についても、日額、今までは4,700円でしたけども、例えば自治会長集会なんかに出れば4,700円を費用弁償として支払ってた。しかし、今回はそれが無い。ただ、世帯割は、今まで1,500円だったのが2,000円に上がってますけども、いわゆる日額についてはないということになってますが、これをなくした理由は何ですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。要するに、年額報酬を支払う委員さんにつきましては、非常勤の委員でございまして、年額報酬を支払う委員につきましては、さらに日額報酬というのはお支払いすると、要するに二重支給というふうなことも考えられます。日額報酬と年額報酬とは、併給をしないということで整理をいたしております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 2条関係、それぞれきちっと人数、それぞれ費用弁償に伴う別表第1、2条関係の人数、報告を求めちゃきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 別表第1の関係でございまして、多数の非常勤の委員の報酬または費用弁償等を設定しておりますが、これらの委員がすべて今何人ずつおられるかということにつきましては、新町でまだ委嘱していない委員も多数あると思っております。今ここでこの人数をすべ

てを出すというのは、非常に難しいかと思っております。

今、既に任命されておるものにつきましては、御報告いたしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にまだ予算審議の前ですから、実際的にわかりにくいんですが、やはり後刻報告するちゅうことですが、これは、今から12月以降の議論になると思うんですが、実際的には条例の中で人数はきちっと把握しとかんと、確かに言われるように、それぞれ規則やら要綱で何人とするちゅうんが出てくると思うんですよ。じゃが、実際的にここでやっちゃかんと、非常に見えにくいというのが実態なんですよ。

ほいじゃけ、きちっと報告してもらっちゃかんと、私らも判断するのに、例えばその人数が多いんか少ないんか含めて議論するようになりますね。そうすると、実際的にはわからんまま議決するということになりますので、午後でも報告できますか、午後でも、無理。きちっとわかる範囲で私は報告してほしいわけなんですよ、議会ですから、わかる範囲で、人数がね。じゃけ、それはわからんとはわからんわけですから、それは率直に報告するんが、私、執行部の仕事やろう思いますよ。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 先ほど申し上げましたように、まだ任命されてない審議会委員さんもたくさんおられます。もう1つは、けさほどの御質問にもありましたが、規則、訓令等で、または要綱等で設置されとるもんがございまして、この要綱集または規則集ができれば、その中で人数も定められているところが明確になるとは思います。今既に任命されとる委員のことにつきましては、調べて報告させていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） ページ数で言いますと4ページなんですが、各委員さんの日額が出ておるところなんですが、下から3段目、3つ目ですね。宮本常一記念事業策定審議会委員とありますが、この金額自体の質問ではないんですが、たしかことしの春の旧東和町の予算書には記念事業というのはなかったように思うんですが、この事業自体、どうされるおつもりか、また、この委員さん自体の取り扱いはどうされるおつもりかを質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午前11時32分休憩

.....
午前11時36分再開

議長（新山 玄雄君） 引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えをいたします。

記念事業については、継続的に引き続き行っていくということでございます。専門委員、推進員等が従来より任命をされていたわけですが、これについても、また10月1日以降、9月の末で切れておりますので、これから任命をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 確認ですが、要するに今まで従来どおりの活動を続けていくというような理解でよろしいですか。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 仰せのとおりで継続していきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第37号の質疑を終了します。

続きまして、条例第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第38号の質疑を終了します。

続きまして、条例第39号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 周防大島町特別職報酬等審議会設置条例についてでよろしいですか。質疑をします。

これが、先ほどから出ちよるいわゆる町長その他いろいろ、5人ですが、この5人が、それぞれほんとに5人で町民の皆さん方の声を吸収できるかどうか、非常に疑念があります。というのが、実際的に5人ならば、どうしても私はなれ合いになってしまう。執行部が出された内容が非常にそのままになってしまうという可能性がある。これは、私はもっと数をふやさんと、周防大島町としての審議、いわゆる特別職等の報酬を審議するにふさわしい人数とはとてもじゃないが言えないというふうに考えております。あくまでこれは5人にこだわっていくのかどうなのか、聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務課長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。5名として条例制定いたしておりますが、その人数の多寡、多いか少ないかによって、その答申がどうこうあるというふうには思っておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 答申の方向がどうなるかという点では、私はこういう例えば重要な特別職の報酬を審議するわけでしょ、その審議会でしょ。例えば特別職といったらいろんな特別職がおられますね。その中で、言うなれば、報酬を議論するわけですよ。私は旧町なら、それぞれ対象人数がそれぞれあったとしても、まかなえるかもわかりませんが、実際的には2万何ぼの町の中でかなり意見の反映という点では、私は不十分にならざるを得んというふうに見ております。これはやっぱり新しい町にふさわしい人数という点で見れば、5人は非常に意見の反映が難しいという点だけ言うちょきます。

議長（新山 玄雄君） 答弁要りませんか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第39号の質疑を終了します。

続きまして、条例第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第40号の質疑を終了します。

続きまして、条例第41号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第41号の質疑を終了します。

続きまして、条例第42号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第42号の質疑を終了します。

続きまして、条例第43号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 周防大島町の一般職の職員の給与に関する条例について質疑をします。

まず、職員の職務、3条の3関係、職務の内容については町長が定めるということで、これも基準等が出されておると思います。職員のいわゆる実際的には等級表が別表で出ております。それぞれ実際的に等級表に基づき、どういう立場、例えば6、7、8、9はどういうところを行うとか、いう格好で、既にでき上がつておると思います。これに基づき初任給が決まり、実際的に8等級にふさわしい職とはという格好できちよると思います。まずそこできちっと報告してい

ただきたい。

それとあわせて、今回発令について、10月1日専決されたわけなんですけど、等級の異動、8から9とか、7から8とか、7から6はないと思いますが、そういう移動数は、今回専決処分した中で、何人おられるのか、まず聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 一般職の給与条例について御質問でございますが、一般職の給与条例の中で、規則に委任されていますものについての御質問でございました。行政職給料表の級別標準職務表、要するに級に対して職務がどういうものかということの御質問であったと思っております。

まず1級につきましては、主事補または技師補の職務、2級につきましては、主事、技師の職務、3級につきましては、主任主事、主任技師の職務、4級につきましては、主任の職務、5級につきましては、主査の職務、6級につきましては主幹の職務、7級につきましては課長の職務またはこれに相当する職務と、相当困難な職なる主幹の職務、8級につきましては、困難な職にある課長の職務またはこれに相当する職務、2といたしまして、特に困難な職にある主幹の職務、9級といたしまして、部長、議会事務局長、教育次長の職務、また特に困難な職にある課長の職務またはこれに相当する職務というふうに、1級から9級までの標準職務表を定めております。

それで、後の質問でございますが、今回8級から9級になった職員の数でございますが、9級には今申し上げましたように部長、議会事務局長、教育次長の職務または特に困難な課長の職務、要するに部長級の課長ということでございまして、12名の上級の職員が出ておりますので、9級になったのは12名ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 各等級ごとの実際的に人数は把握しておられるかどうか聞いておきたいと、等級ごとですね。それと、4条の関係で、これ、皆予算で定めるという内容になると思うんですよ。例えば、職員とかその関係においては、通常予算で定める範囲ということになると思いますが、もう1点は、いわゆる昇給の基準の関係、4条に入ります。4条の2の範囲で、例えば4条の3は特別昇給にかかわる部分なんですけど、これを読むと、実際的には2プラス1で、現状と合わせて一気に3上がる可能性があるのかないのか、実際的にですね。それと、いわゆる昇給の基準的なものはつくっているのか、ないのか。それでないと、意図的採用に、意図的運用にならざるを得んということで、町長がきちっと定めちやるかどうかなのか、そのところを聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。昇給の基準でございます。4条の中の項目でこ

ざいますが、要するに昇給の基準につきましては、ここに定めてあるとおりでございます、さらに規則に委任されておりますが、周防大島町一般職の職員の初任給昇格、昇給等の基準に関する規則によって、この給与条例と規則によって定めておるものでございます。

それで、各級別の職員数につきましては、今現在、把握いたしておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私が押さえちょきたいのは、基本的には昇給の関係なんです、昇給の関係。実際的に上限2号俸ですか、定昇と合わせたら3号になりませんかちゅう表現にとれるわけですよ。その辺がどうなのかと。一気に3つ上がることがあるのか、いわゆる通常分1プラス2という考え方なのか、それともあくまで1プラス1と、特昇はあくまで1よという関係なのか。その辺を運用上聞いちょきたいんと、もう1つは、他の部局、当然、他の部局と相談されると思います。町長部局、教育委員会部局そのほか議会事務局部局、いろんな部局で相談されると思いますが、昇給のいわゆる基準ですね、いうなれば、私は乱用を避けるという意味で聞きよと、その点で答弁を求めちよるわけなんですよ。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

第4条の昇給の基準の第3号ですか、前項の規定にかかわらず、要するに12カ月を良好な成績で勤務したときに1号上がるという条項でございますが、それにかかわらず、同号規定する期間をまたは短縮し、もしくは現に受けている号級より2号級以上上位の号級に昇格させ、またはそのいずれもあわせて行うことができるということの内容でございますが、当然、定期昇給を想定しているものではございません。特別昇給のことでございます。

それで、規則の方で特別昇給の取り扱いについては、事細かに制定をいたしておりますので、これによって運用することといたしております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 通勤手当についてお伺いしますが、第10条ですけども、第10条の1項に該当する職員があるかどうか、お伺いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） お答えいたします。

通勤手当第10条でございますが、通勤手当は次に掲げる職員に支給するというので、第1号で通勤のため交通機関または有料道路を利用し、その運賃または料金を負担することを常例とする職員ということですね。今、有料道路を利用して通勤しておる職員はおりません。また、交通機関ということになりますと、バスまたは船舶と思いますが、こういう職員もいないと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 思っているじゃいけん、そりゃ。おるんかどうか、はっきり。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 10条第1項第1号に該当する職員はいないということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第43号の質疑を終了します。

続きまして、条例第44号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第44号の質疑を終了します。

続きまして、条例第45号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第45号の質疑を終了します。

続きまして、条例第46号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第46号の質疑を終了します。

続きまして、条例第47号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 周防大島町財政状況作成及び公表に関する条例について質問します。

この条例は、既に新町発足時に旧町の決算、これは一日も早い時期に本来ならされるべきというふうに考えておりますが、今回の場合、いつにきちっと議会に報告するのが妥当だというふうに考えておられるのか、決算について。また、そのときをどのようにとらえちよるのか、ちょっと非常にわかりにくいということで聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 財政状況の作成及び公表に関する条例の運用のことだと思っておりますが、今、議員さんの御質問は、要するに9月末で打ち切り決算をした決算の公表をいつにするのかということであろうと思っておりますが、まだ監査委員さんも任命されておられませんので、

監査委員さんが任命されて後、監査に付して、その後に議会にも報告し、認定を受けると。その後日に公表するということになるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第47号の質疑を終了します。

続きまして、条例第48号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第48号の質疑を終了します。

続きまして、条例第49号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第49号の質疑を終了します。（発言する者あり）もう少しゆっくり言いましょう。

49号質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第49号の質疑を終了します。

続きまして、条例第50号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第50号の質疑を終了します。

続きまして、条例第51号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、周防大島町国民健康保険条例の部分が条例化されております。この中で、基本的にはそれぞれが決まると。いわゆる法定協の議論を通じて示された内容が、出てきたというふうに見ております。ほいで、実際的に非常に出しにくいと。いわゆるサービスは高い方に合わせ、負担は低い方に合わせる1つの項目です。その点で、実際的に旧各町ごとでどういう状況なのか、報告を求めたい。旧町と新しい周防大島町の関係で、実際的に、今まだ推定の段階ですが、比較、14年度実績しかないと思いますから、14年度決算実績でいいから。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 国民健康保険税条例でございますが、国民健康保険税条例の資産割、

所得割、平等割、均等割ですか、これらの率のまたは金額のことについてのお尋ねと思いますが、今現在の現況は、各町で非常にまちまちの税率となっております。例えば旧町の4つの課税客体から構成されておりますので、まず、旧久賀町での均等割は2万1,500円、平等割は2万2,000円、資産割は40%、所得割は6.5%でした。旧大島町は、均等割1万8,000円、平等割は1万9,500円、資産割は38%、所得割は6.4%でございました。旧東和町では、均等割1万7,400円、平等割1万8,300円、資産割37%、所得割6.3%、旧橋町では、均等割は2万円、平等割は2万1,000円、資産割10%、所得割6.4%が、医療費分の国民健康保険税の税率といわれるものでございました。これが、新町では、まず医療費分の均等割が1万7,400円、平等割が1万8,300円、資産割が23%、所得割が6.5%という調整になっております。

さらに、介護納付金の率も、各町若干ずれがありました。これも、ここには余り大きなずれはなかったんですが、これらも調整し、新町では介護納付金課税被保険者に係る所得割が0.9%、資産割が10%、均等割が5,700円、平等割が5,500円として調整をいたしたものでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 法定協の委員さん方は皆しっかり議論されて中身もわかっておられるから、私たち法定協に出てない議員としては、非常にわかりにくい部分であります、実際的に。ほいじゃ、住民が何を聞くかっていったら、実際的に旧町との比較を聞かれるわけですよ。全体として、例えば1世帯当たりどのぐらい下がったとか、1世帯当たりどのぐらい、上がったはないですが、いう状況なんです、それが比較できるとしたら、14年度決算と基本的には、正しくはないかもわからんが、新しい町での実際的な納付額、そこでの比較しかできんわけですよ。

しかし、ほんとに住民は、1世帯当たりがどんだけ変わった、こんだけちゅう範囲なんです。やはりその辺はそれで報告できんと、全体として、例えば旧町ではと言われても、非常にわかりにくいという部分があるんで、あえて全体としてではなしに、各町民からしたらどのぐらい、各町民っていうたら言いにくいんですが、実際的にはどのぐらい上がった、下がったとか、年額でいいですから、その辺がコンパクトにまとめた表が出れば、それをきちっと報告できるといふふうに思いますので、ぜひお願いしときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国保税につきましては、いろいろ比較の表がつくってございますが、議員さん今おっしゃられましたように、例えば一例を挙げまして、夫婦2人で所得が100万円、固定資産税が5万円かかっておる場合の比較表ということでございますが、これは旧久賀町にお

きましては、合計国保税、医療分、介護分ございますけども、合計で旧久賀町においては15万6,050円のところが13万5,680円、新町でございます。2万370円の減でございます。旧大島町におきましては、同様にマイナス7,700円、旧東和町におきましては5,650のマイナス、旧橋町におきましては、固定資産税の資産割の関係で370円の増ということになっております。もし御要望であれば、この表は後日またお配りしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第51号の質疑を終了します。

休憩いたします。午後の1時まで休憩をいたします。

午後0時01分休憩

.....
午後1時06分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

続きまして、条例第52号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第52号の質疑を終了します。

続きまして、条例第53号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、53号周防大島町手数料徴収条例について、これも法定協で確認された事項で、53号ですね、各値上げ部分、旧町からの値上げ部分についてはないというふうに理解してよろしいか、確認しときたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 特に値上げをした部分はございません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第53号の質疑を終了します。

続きまして、条例第54号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第54号の質疑を終了します。

続きまして、条例第55号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第55号の質疑を終了します。

続きまして、条例第56号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 16番、広田です。この件では、聞いときたいのは、いわゆる各旧町ごとの周防大島町への繰り入れ状況について、この条例を専決した上で、周防大島町の基金にそれぞれ繰り入れたというのが、今の状況ではないかというふうに思うんですが、今、それぞれこの条例に基づき各町から繰り入れた金額について、まず報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 各4町から周防大島町に引き継ぎました基金の状況ということで御質問でございますけども、財政調整基金につきまして、今決算書調製中でございますから、決算見込みということで御理解いただきたいと思いますが、まず財政調整基金につきまして、旧久賀町分が2,454万2,000円、旧大島町分2億7,843万4,000円、旧東和町分2億7,772万5,000円、旧橘町分が2億9,313万6,000円、合わせて8億7,383万9,000円が現在の基金高になっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第56号、質疑を終了します。

続きまして、条例第57号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この条例設置に基づき、財調と同じように減債の繰り入れ状況、新しい周防大島町への繰り入れ状況について報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 減債基金でございますけれども、旧久賀町分6,435万2,000円、旧大島町分が6,539万円、旧東和町分1億4,886万円、旧橘町分が1億7,610万4,000円、合わせて4億5,470万7,000円となっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第57号の質疑を終了します。

続きまして、条例第58号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは、ことしに入られて文化交流施設基金条例に変更された部分かというふうに思いますが、実際的にこれに伴う周防大島町への繰り入れ状況、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 4億1,452万1,000円ほど引き継いでおります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 東和庁舎については、幾ら基金を積み立てて、いつごろから工事を始めるのか、その辺がわかればよろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 今、奈良元課長が申し上げましたように、交流センターと一緒に基金としてから積み立てられて、旧東和町ではありますが、4億1,000万円余りというところでございます。東和庁舎と文化交流センターと一緒に4億1,000万円ということでございます。それで、東和庁舎の着工の時期でございますが、旧東和町で既に設計コンペについては発注をされておりました。それで、合併の日以降、10月10日までにそのコンペの提案がなされることになっておりまして、そこでコンサルタントの業者の決定までは、今行っております。

それで、旧東和町では、既に旧東和町の時代に基本設計の予算まで計上されておりました。それは、今現在の暫定予算には乗っておりませんが、12月の定例会での本予算には、旧東和町から引き継いだ予算を当然乗せるということになりますので、基本設計の予算を計上し、16年度に基本設計を行いたいというふうに思っております。

ただ、基本設計を行った後の実際の実施のことにつきましては、まだ今まで町長さんも決まっておられませんでしたし、議会もこのたび初めてでございますので、今からよく議会とも相談しながら、その実施時期については詰めていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第58号の質疑を終了します。

続きまして、条例第59号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第59号の質疑を終了します。

続きまして、条例第60号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第60号の質疑を終了します。

続きまして、条例第61号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも同様に、周防大島町振興基金条例に基づく旧各町からの受け入れ状況について報告を求めておきます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 旧久賀町分が852万9,000円、旧大島町分8,188万7,000円、旧東和町分4,187万6,000円、旧橋町分1億9,444万円、合わせて3億2,683万3,000円でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第61号の質疑を終了します。

続きまして、条例第62号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この項目についても、同様に受け入れ状況について報告を求めます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 国民健康保険基金でございますけれども、久賀町分2,020万8,000円、大島町分1,814万3,000円、東和町分4,998万9,000円、橋町分が1,289万円、合わせて1億123万1,000円となっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第62号の質疑を終了します。

続きまして、条例第63号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この件につきましても、同様にこの条例に基づき、既に執行した状況について、報告を求めておきます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 介護給付費の準備基金でございますけれども、周防大島広域連合から8,582万8,000円、周防大島町に引き継ぎまして、介護保険特別会計の方に繰り出しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第63号の質疑を終了します。

続きまして、条例第64号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この項についても、質問しちょきたいというふうに思います。お願いします。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） ふるさと創生基金でございますけれども、旧久賀町分433万8,000円、旧大島町分1,207万2,000円、旧橘町分が2億9,235万2,000円、合わせて3億876万3,000円でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第64号の質疑を終了します。

続きまして、条例第65号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第65号の質疑を終了します。

続きまして、条例第66号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第66号の質疑を終了します。

続きまして、条例第67号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 斎場については、どこにつくられるのか、建設場所を教えてください。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 斎場建設基金でございますけど、旧大島町で基金積み立てをしてきたわけですが、この建設予定地は、大字の小松と東三蒲の境、大規模農道沿いを想定しております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、なぜ聞いたかということですが、旧東和町にも斎場は今使わ

れてないように理解しとるんですが、こっちの方については、建設の予定はないんですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 東和町の斎場につきましては、既に旧東和町、旧橋町のときに協定を結びまして、橋町の斎場を共同利用するということにいたしております、既に旧町の段階で運用をいたしておりますので、今のところ、東和町に斎場を設けるということにはなっておりません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第67号の質疑を終了します。

続きまして、条例第68号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第68号の質疑を終了します。

続きまして、条例第69号、質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 奨学金条例について、お伺いいたします。

まず第5条ですが、高校生の生徒に対して月額6,000円という貸し付けを行うということでございますが、これは旧東和町の利用者、御事情をかなりの方は御存じと思いますが、要するに町内に高校がございません。町外の高校へすべて通うわけでございます。自宅通学にしる、下宿にしる、寮にしる、すべて町外の高校へということでございましたので、金額的な面もこの条例に載っております6,000円よりはるかに高額でございました。そして、利用者にとっては大変重宝な額でございました。

そういう点を考えますと、利用状況といいますが、利用内容は、恐らく通学費あるいは生活費の一部に充てるということが大部分だったと思いますが、そういう状況を考えますと、この月額6,000円という高校生に対する貸与といいますが、貸し付けですが、この金額がかなり下がっておるわけですね、今までの状況から比べると。それをどのようにお考えでこの金額を設定されたのか、お伺いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えします。

今出ております条例につきましては、旧久賀町分の条例をあそこには載せております。といいますのも、現在、旧久賀町の貸付人が5名おりますので、そのまま大学なり高校を卒業するまで継続して貸し付けを行うというために、旧久賀町分の条例をそこに残しております。

先ほど御質問のありました旧東和町の高校生全員に1万円ほどの補助金か何かを出しておられたことだろうと思いますが、これにつきましては、平成17年度からは、大島郡でたくさん的高校生がおりますので、それに全員一律に1万円渡すとなると、高額なものになりますので、一応廃止をしていこうというふうな案で、今進んでおります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 私が質問したのは、その1万円を高校生に対して通学費として補助したということではありません。あくまでも奨学金の貸与額の話です。恐らくと思いますが、調べられたらわかると思うんですが、月額3万円だったと思いますよ、旧東和町の高校生に対する奨学金の貸与額。

要するに、先ほど申し上げましたが、町内には通学する町内にはございません、高校は、対象の学校はございませんので、町外に、要するにバス、自転車、それから一部高校ではバイクも認められておりましたが、当時。たしか10年ぐらい前だったと思うんですが、金額を上げて3万円という額を設定して、それ以来その額だと思えます。利用者もその額で重宝しておったというような現状がございます。要するに周防大島町、旧東和町もこの条例にひっかかってくると思いますので、6,000円という額をどのような検討で、あるいは話し合いで設定をされたのかということをお聞きしたわけです。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えします。

先ほど言いましたように、今載っております条例は、旧久賀町のものを久賀町に当てはめた、奨学金を渡してる子供に対して継続していくということでございます。そして、今議員さんが仰せの旧東和町の奨学金については、現在10名ほど月に3万円で支給されております。これについても、平成18年度まで継続があるわけですが、それは引き続き奨学金を支給していきたいというふうに考えております。来年度から奨学金をどうするかということについては、奨学金運営審議会が先ほどの条例の中にありましたが、その中でこれから練ってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） じゃ、もう1回確認しますが、この条例に月額6,000円という金額が設定をされておっても、その審議会の中で一応審議をされ、その額を、また改正案としてこの条例にまた戻してくるというような考え方でよろしいですか。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） そのとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 69 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 70 号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 70 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 71 号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 71 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 72 号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） これも、今提案した中、今専決して提案されとるのに聞くのは御無礼ですが、いつごろをめどにこの条例をきちっと整理していく予定なのか。例えば今の条例では、4 町それぞれ料金形態が違います。それをいつごろをめどに、例えば本来の合併後のスタイルにしていくのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えをいたします。

それぞれの各町の旧町の事情がありまして、それぞれの施設の利用率は違うわけですが、当分の間はこれでいこうということで、今話を進めておりますが、今仰せのとおり、いずれはそういった統一をしなければならないということ。そして、講座等の方が使う使用料及び冷暖房料についても、それぞれの施設でまちまちがあるわけです。そういったことも一緒にしてはどうかということで、今、教育委員会サイドで事業の事務の調整を行っている段階でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 72 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 73 号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第73号の質疑を終了します。

続きまして、条例第74号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第74号の質疑を終了します。

続きまして、条例第75号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第75号の質疑を終了します。

続きまして、条例第76号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第76号の質疑を終了します。

続きまして、条例第77号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この項も職員を有効に使うという点から、司書の配置があるというふうに考えております。それぞれ図書館ごとに司書の配置状況、實際上、専決した後、10月1日に発令しておりますが、実際的にはどういう状況なのか、まず報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 各館に司書を1名及び正職の職員を1名つけて、常時2名の体制で行っております。以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第77号の質疑を終了します。

続きまして、条例第78号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第78号の質疑を終了します。

続きまして、条例第79号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第79号の質疑を終了します。

続きまして、条例第80号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第80号の質疑を終了します。

続きまして、条例第81号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第81号の質疑を終了します。

続きまして、条例第82号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第82号の質疑を終了します。

続きまして、条例第83号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第83号の質疑を終了します。

続きまして、条例第84号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第84号の質疑を終了します。

続きまして、条例第85号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第85号の質疑を終了します。

続きまして、条例第86号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 周防大島町青少年問題連絡協議会設置条例について質問します。

ここでいう3条、組織及び会議についてですが、15人とする、いわゆる基礎数について、何を基準にされたのか、質問しときたというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えをいたします。

基準というものは、ちょっと私も聞いておりませんので、答弁に困るわけですが、15人ぐらいでよかろうということじゃ……しか答弁できません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基準がないこう条例をつくっていくわけじゃけ、大した条例になると思いますが、基本的にはこういった条例の中で、例えば何人が妥当かという条例設置をする場合に、例えば人数をやっぱりある程度根拠を持って、私は条例はつくられてきたというふうと思うちよるわけで、それぞれが新たに条例をつくるわけなんですよ。そうしたときに、その青少年問題、ここで言う目的にふさわしい ちょっと読み上げます「地方青少年問題協議会法1条の規定に基づき、周防大島町青少年問題協議会を置く。2、協議会の所掌事務及び意見の具申については、第2条に規定するところ」ということで、それぞれ法に基づいてそれぞれ新しい町が条例を設置されたというふうを考えております。ほいで、基準もなしに例えば適当な数で人数設定をすれば、どういうことになるのかという点があります。危惧しております。

言いますのが、その方法が仮に青少年問題を本気で考えていくのなら、やっぱりある程度、いわゆる要員といいですか、配置についても一定程度周防大島町をきちっと網羅する、全体を把握する、それをもとに基礎人数がはじかれたというふうには、私は条例をつくる時思うちよるわけですよ。ほいじゃけ、何らかの根拠があるんじゃないかならうかというふうに思うわけですよ。その辺が根拠はないちゅうなら、こんな条例要りませんよ、はっきり言うて。ほんとに必要ないんなら、新たに条例要りませんよ。やっぱり私はそれなりに新しい町にふさわしい条例設置ということをつくられたんじゃないかというふう思うておりますので、その辺に見解はないということになれば、質疑のしようがないと。そんな条例ならいりません、はっきり言うて、そういうことで

議長（新山 玄雄君） 答弁……

議員（16番 広田 清晴君） 基準なしということなら、それでいいです。

議長（新山 玄雄君） いいですか。

議員（16番 広田 清晴君） 基準なしということで考えちよるんじゃないね。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後1時34分休憩

午後1時50分再開

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 先ほどの条例につきましては、旧4町でそれぞれあったわけですが、同じ条例がですね。その条例の中には、20名以内ということになっておりました。しかし、実

際は、各町とも15名程度の任命であったということで、事務部会で調整の中で、15名ぐらいでよかろうと、ということで15名ということにいたしました。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いろんな考え方があります。しかし、それぞれの町で15名で網羅しちよったわけでしょ、青少年問題をそれぞれが。そういうときに、例えば橘も十四、五名で網羅しちよったわけです、その町を。ほいで、東和も十四、五名で網羅しちよった。少なくともそれぞれ累計したら四十四、五名の人が大島郡全体を網羅しちよったわけよ。そういう中で、周防大島町が15名で網羅できるかどうかという事なんですよ。じゃ、そこはやっぱり一定程度、例えばその町で15名だったと、しかし4つが1つになって、ほいじゃ、実質的に青少年問題がその15名で網羅できるかどうかちゅう根拠を聞きよるわけなんですよ。本当にそれまで40数名で一つの島をやりよったんが、そこをやっぱり事務部会で結果として15名でええという結論になったら、それはそれしかいかもわからんが、ほんとはやっぱりきちっと、ほいじゃ青少年問題をどれだけで、枠でやっていくんかというのは、自信をもって協議をされたと思いますよ。その辺の答弁を求めちよるわけですよ、実際的に。ほんとに島全体で考えて、15名で足るんかどうなんかを含めて、根拠を聞いたということを確認にしちよきたいというふうに思います。

以上です。今の点での質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに、中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 15名はええとして、15名をどういう人を選んでいくのか。例を挙げれば、警察の地区委員というようなんでも、問題のある人は選ばれちよるんですよ。これ、青少年の育成協議会じゃから、どういう人を選んでいくのかをお尋ねします。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 先ほどの広田議員さんと関連いたしますが、15名ということで、大島郡広いわけですから、特にそういうふうになりますと、洗練された人といいますか、いろんな識見のある方を選ぶということが必要になるかと思えます。大島郡の中にはそういった方はたくさんおりますので、広い分野からいろいろ眺めて、そういった人格の適切な人を選んでいきたいというふうに考えております。以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第86号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 87 号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） この点でも、それぞれの町が実際振興課というのをつくって、スポーツ振興課というのをつくって、それぞれが独立してやった町もあれば、実際的には条例設置に至らんところもあったかもわかりません。それにしても、こうした例えば周防大島町全体を網羅するスポーツ振興協議会、これが 10 人で本当に成り立っていくのかどうなのか。

やっぱり私は、一つ一つ根拠を聞いちょきたいというふうに思うわけですよ、大事なことなんですよ。じゃけ、私は、ほいじゃ、新しい周防大島町が 10 人で賄えるんかどうなのか。ただ単にその町が 10 人でやりよったけえちゅうんじゃ、私は答弁にならないのじゃないかというふうに思うちょる。改めて答弁を求めます。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えをいたします。

今載っております条例は、大島町の条例を引き継いで載せたということではありますが、今おっしゃったとおり 10 名で本当に足りるのかどうなのかということについては、やはり考える余地があるんじゃないかというふうに思っております。

今からいろいろ教育委員会の中ですり合わせをやっていきますので、今の御意見等を踏まえて、また考えていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 87 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 88 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 88 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 89 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 89 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 90 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 90 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第91号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは、西方にあるしらき野活センターということなんでしょうが、実際的にはこの流れからいくと、全町民同じ要件で使用できるということになったというふうに思いますが、実際的には、例えば私たちは質問しようにも、必要な事項は教育委員会規則で定めるということになっちゃうんで、実際的には非常に運用方がわかりにくいということなんですよ。例えばこの条例で設置されますね、それで実際的には管理等が、これは財政的には予算の上で出てきます。財源的にはね。ほいじゃがやっぱり一つ一つ見てみれば非常にわかりにくい内容なんです。じゃけ、そんな中で、実際的には旧東和町で使いよった部分を周防大島町全員が同じ方式で使うよというとらえ方ということで、今から先も、それぞれの町にあった部分、とりわけこういうセンター設置要綱なんかは、そういう中で見ておけばよろしいのかどうなのか。それぞれの町にそれぞれあって、それぞれ条例をつくっちゃうわけですよ。じゃけ、同じように変えずに来ちゃりますよという見解でいいのかどうなのか、あわせて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 広田議員さんがおっしゃるとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第91号の質疑を終了します。

続きまして、条例第92号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第92号の質疑を終了します。

続きまして、条例第93号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第93号の質疑を終了します。

続きまして、条例第94号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第94号の質疑を終了します。

続きまして、条例第95号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第95号の質疑を終了します。

続きまして、条例第96号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第96号の質疑を終了します。

続きまして、条例第97号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第97号の質疑を終了します。

続きまして、条例第98号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この件は、基本的には東和町の部分がベースになってつくられたということによろしいんですか。旧大島町、どこかちょっと明確にしちよってほしい。既に教育については各町それぞれあったのかどうかを含めて答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） この災害弔慰金の支給等に関する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、旧4町すべてに設置をしております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第98号の質疑を終了します。

続きまして、条例第99号、質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 旧4町にあるこの保育所施設、将来的に民間にやらすようにするのか、このまま引き続きずっとやっていくのか、それで、園児と民間でやるのと町でこのままやるのと、どちらが財政的にいいのか。私から考えると、払い下げの方がいいんじゃないかと。どちらがどうなのか、ひとつ御答弁お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 町立保育所の件につきましてお答えします。

現在、設置しております公立保育所、周防大島町になりまして年間100名程度しか子供さんが誕生してないということで、大変運営も厳しくなっております。また、入所者も少なくなっているというのが現状であります。私立におきまして、当然入園者、減ってきております。こ

れ、公立を私立へ払い下げというか、そういうことということですが、当面は公立で、そのまま運営していきたいというふうに思っております。財政的にもそれに少ない入園者に対して、それぞれの職員が対応しなければならない。設置をしなければならないということで、人件費の部分が大変公立では多くなってくると思っております。

その点につきましても、これから本当に公立でやっていくのがよいのか、私立の方も少なくなっているのに、私立の方へ入園者を回していった方がいいのか、そういうふうにつきましては、これから検討していきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） これだけ大きい町になると、我々町会議員でも財政的にいつ苦しゅうなったんか、保育所に限らず、例えば余り、今保育所のことで聞きよるんで、保育所で人件費が足を引っ張るようなことがあれば、即そこらで対応するべきじゃないんかと思うんです。赤字が膨大になってから払い下げでなしに、これは赤字になりつつあるぞというところで考えてほしいと思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですか、答弁は。

議員（20番 中本 博明君） 要ります。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保育所につきましては、公立保育所につきましては、現在補助金がカットされまして、一般財源化されております。私立保育所につきましても、来年度から一般財源化というふうな方針が出ております。それらにつきましては、やはりどちらが、私立がいいのか公立がいいのかということで、財政的にも大変厳しい状況でありますので、総合的に勘案して、これから検討していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも私は見解が違いますから、別に質疑の範囲は超えないつもりですが、それぞれ久美保育所から始まり4カ所の保育所なんですけど、実際、10月1日時点で何人の保育を、3歳未満児、3歳以上児で、実態としてまず報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 現在資料を持っておりませんので、また、後ほどお答えします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第99号の質疑を終了します。

続きまして、条例第100号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも規則の部分に入ると思うんですが、周防大島町保育の実施に関する条例で、実際的には規則で保育料を定めているんじゃないかというふうに思います。その点では、3歳未満児、以上児、2子目それぞれ報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保育料の件につきましては、先ほども申し上げましたように、現在、子供の数が少ないということで、これからどんどん少子化対策を進めていかなければならないということで、とりあえず16年度は、現行の保育料で進めていくということで、それと、17年度からは各旧4町の各階層ごと最低額で保育料を徴収するというので、調整が決まっております。

調整金額につきましては、3歳未満の場合の第1階層が無料、第2階層が4,700円、第3階層が1万3,650円、第4階層が2万1,000円、第5階層が3万1,150円、第6階層が3万7,000円、第7階層が4万7,000円、3歳以上児の場合が、第1階層0円、第2階層3,000円、第3階層1万1,550円、第4階層1万8,900円、第5階層2万9,000円、第6階層3万4,800円、第7階層3万7,500円、以上のように決定しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には今3歳未満、以上児について報告があったわけなんですけど、全体なべて負担調整率は7割を下がるというふうに見ちゃってよろしいですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保育料につきまして、国の基準額から言いましても、約7割程度というふうなことで決定しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 実は、保育料については、旧久賀町において、よその町もそうかもわかりませんが、滞納が非常に最近多くなっているということで、ひとつお聞きしたいんですが、保育の申し込みについては、年度末に翌年度の申し込みをして、入園できるかどうかという審査があると思うんですが、その場合に、これ、3条関係に関係すると思うんですが、やはり前年度に保育料の滞納があれば、翌年度は保育についてはそれをどうするかというのは、考慮に入れるべきだというふうに考えますんで、3条関係で、これはぜひ今後考えていってほしいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保育料の徴収につきまして、滞納額が大変多くなっているとい

うことで、そのとおりであります。現在、保育料の徴収につきましては、口座振替とか保育所が徴収するとか、そういうふうになっております。今後は、保育所での徴収ということ、また考えていきたいということをおもっております。保育の申し込みにつきましても、そのときに滞納者につきましても、やはり納付勧奨をしていくというようなことで、納付に努めていきたいというふうにおもっております。

議員（6番 浜戸 信充君） はい、了解。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第100号の質疑を終了します。

続きまして、条例第101号、質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） この向津原の児童公園については、地元からフェンスを高くしてくれとか、要望が出るとおもうんですが、これについて、今後どのように考えておいておられますか。

議長（新山 玄雄君） 質問の内容が、条例の審議ですから、一応答弁させていただきますが、ちょっと。

議員（6番 浜戸 信充君） 大変申しわけないですけど、私も、今まででしたこういう質問はいたしません。ですが、先ほどから聞いてみますと、かなり関連をして議題から離れた部分で質問されてるんで、僕もこの程度はいいかなとおもって質問しました。その辺ははっきり議長さんが、いや、それはもう関連質問だよと、議題から離れてるよということであれば、それをきちんとされるのであれば、僕は質問しません。

議長（新山 玄雄君） なるべく、大事なことですので、拾い上げていこうと思いますが、ときおり整理をさせていただきます。

答弁をお願いします。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 向津原児童公園につきましては、フェンスを高くしてくれと。子供が遊んでボールが飛び込んでくるとか、そういうことで要望は来ております。これらにつきましても、新年度で検討していきたいというふうにおもっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第101号の質疑を終了します。

続きまして、条例第102号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第102号の質疑を終了します。

続きまして、条例第103号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第103号の質疑を終了します。

続きまして、条例第104号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第104号の質疑を終了します。

続きまして、条例第105号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第105号の質疑を終了します。

続きまして、条例第106号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第106号の質疑を終了します。

続きまして、条例第107号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第107号の質疑を終了します。

続きまして、条例第108号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第108号の質疑を終了します。

続きまして、条例第109号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これ、ちょっと聞いておきたいのは、いわゆる町立老人憩いの家条例、それぞれそのときどき、補助事業でつくっていった、言うたら老人憩いの家であろうかというふうに思います。実際的には、旧大島町にもそれぞれ老人憩いの家がありますが、それぞれ例えば町が見る場合、見ない場合、違いがあるし、実際的にですね。ほいで、ここで条例を設

置して新たないろんな取り決めをしておりますが、そこの違い、条例を設置した場合と条例を設置しないで運用している場合、それぞれ中身が違うと思うんですよ。その辺の解釈についてまず聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 町立老人憩いの家につきましては、旧橘町に設置しております。これは町立の施設ということで条例設置されております。各ほかの旧3町にもいろいろ老人憩いの家とかいう名称で言われていると思いますが、条例で設置しない限りは老人憩いの家ではないということで、通称というふうな感じだろうと思います。内容につきましては、老人の憩いということですから、使用につきましては、この条例と同じような考えだろうと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、例えば町立老人憩いの家条例で設置して運営するところ、通称、過去いわゆる補助事業でつくった老人憩いの家、それぞれ運用についてはばらばらと、使用料についてもばらばらというふうに見えますね、この条例を見る限りにおいては。そうすると、例えば有利な方に合わせるということで、将来的にはそういう統一も考えられる、有利な方向での統一という方向も、今条例設置されとるわけなんです、ここで言う規則はわからないのです、ちょっとわかりにくいんです、実際、必要な事項は町長が別に定めるということで、私ども手元がないので、非常にわかりにくいんですが、有利な方向に合わせるという格好で理解しとってよろしいのかどうなのか、この辺も確認しときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 周防大島町立老人憩いの家条例でございますが、旧町4町とも実質的には老人憩いの家というふうな形のものたくさんあったんだろうと思っております。それを例えば事業主体を地区にして、それに対して補助金を出した形で設置したところと、このように町が事業主体となって設置したところとということがある差ではないかと思っております。これは、先ほど馬野部長から説明がありましたように、旧橘町の老人憩いの家は旧橘町が事業主体となって整備したものがこの条例に載せてございます。

それで、日良居老人憩いの家というのがありますが、これが実質的な町の管理でございまして、その下の長天というところから一番下の和戸というところまでは、最後の第6条でありますように、その管理運営は他の団体に委託することができるということで、各地区の自治会に委託をしておると、実質的な利用の形態は、各自治会の区民館というような形での利用がなされておると、老人憩いの家としても当然利用されておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第109号の質疑を終了します。

続きまして、条例第110号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第110号の質疑を終了します。

続きまして、条例第111号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第111号の質疑を終了します。

続きまして、条例第112号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第112号の質疑を終了します。

続きまして、条例第113号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第113号の質疑を終了します。

続きまして、条例第114号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは、広域連合からそのまま引き継がれた状況なのかどうか、ちょっと確認しちょきたいというふうに思います。すべてだと。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） すべて周防大島広域連合から引き継いだものです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第114号の質疑を終了します。

続きまして、条例第115号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第115号の質疑を終了します。

続きまして、条例第116号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 今回、实际的に一般廃棄物処理施設の運用について、これも实际的には中身が全然わからんわけですね。いわゆる周防大島町センター設置に関する条例で、運用等については、全く、運用については、これはこの規則、要綱があるんですか、この項に。いわゆる一般廃棄物処理施設の設置に関する条例ですが、实际的には最後に規則で定めるということになっておりますが、どういう範囲、午前中、私は見出しだけでいいです、どういう規則の見出しになってますかちゅうことだけで質疑をしました。その中で、見出しだけでもいいですが、どういう格好で規則をつくっておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 規則はございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） この条例の中に書いちょるように、施行に関して必要な事項は規則で定めるということになっちょるわけですね。その規則が全く私たち議員の側がわからんわけですよ。じゃけ、どういう格好の中でやられとるのか、いわゆる目次、最低限目次だけでもいいです、そういう格好の中で、どのように定めておるのか聞いておきたいというふうに、これが新たに今度は特別会計へ移行するわけですね、实际的には 一般会計か、ほいじゃけ実際的には、今まで一部事務組合運営が大きく変わる部分なんですよ、みんなわかちよるからええですが、私はわからんのですよ。ほいじゃけ教えていただきたいというふうに思うちょるんです。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 規則では、目的、第２条に開場時間および休み、それから第３条で利用者の遵守事項、第４条で利用者の取り消し、第５条で損害の賠償、第６条で委任ということになっております。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第１１６号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第１１７号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 聞き取りにくいんで、済みません、一応条文を読み返します。

「周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」いうことでよろしいでしょうか。

議長（新山 玄雄君） はい、１１７。

議員（１６番 広田 清晴君） この点で、私は４町がそれぞれ統一されて特定廃家電とそのほかの部分ということで分かれて、新たな徴収形態になるというふうに思います。それぞれ大きく変わったところ、いわゆるこの新たな条例を執行するに当たって、周防大島町で新たに変わった、

旧町と比較して新たに変わったところ、運用上、その報告をまず求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後 2 時24分休憩

.....
午後 2 時41分再開

議長（新山 玄雄君） 引き続き会議を開きます。

続いて、答弁。田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 先ほどの広田議員さんの質問にお答えいたします。周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で、変わったところはどこかということでしたが、第 13 条の一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料の徴収、それと第 15 条の浄化槽清掃業の許可申請の手数料、それを新たにつけ加えまして、徴収するという条例をつけ加えてあります。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 117 号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第 118 号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 17 号ですか。

議長（新山 玄雄君） 18 号です。

議員（16 番 広田 清晴君） はい。周防大島町瓦処分場設置及び管理条例について質問します。

これは旧東和町に設置されている瓦処分場というふうには書いておりますが、実際的に今どのぐらいの残容量が、いわゆるどのぐらいの受け入れ容量が残っちゃうのか聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） お答えいたします。

約半分ちゅうことで。（笑声）

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 旧大島町の場合は、実際的には由宇に持っていったり、あっちこち持っていきよるわけですね、実際的に。ほいで、例えば半分ちゅうていうたら、非常にわかりにくいんですよ。例えば容量ですから、何トンぐらい入るあれがあるのか、実際的に周防大島

町内全域が今度は持っていけるわけですから、この条例に基づいてですね。そいじゃ、どのぐらい容量が残っとるのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） しっかり御答弁をお願いします。田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 申し上げます。150トンということでございます。

議長（新山 玄雄君） 150トン残っていると、だそうです。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第118号の質疑を終了します。

続きまして、条例第119号の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第119号の質疑を終了します。

続きまして、条例第120号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それぞれが大島町もそうですが、久賀町にもあるようです。実際に新町建設計画の中ではいろいろ出されとると思いますが、実際どのような状況、とりわけ周防大島町大字久賀字熊本にある現状の報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 調査しまして、後ほど報告したいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これは第5条では、使用者の資格が書いてありますが、使用者が生前に、新たにここを借りたいということでお聞きするわけですが、新たに借りたい場合は、生前に借りることができるのかどうか。例えば、もう既に葬儀が済んで、そうしないと借りられないのか、それとも、もう私の墓が要るから、そこを貸してくださいと言えるのかどうか。それをひとつ御答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 後ほど答弁させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） というのが、旧久賀町においては、生前には貸せないという答弁が一度ありました。ですから、新町になって統一した見解を求めたいので、今、質問しましたので、よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑は 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 使用料についてですけど、同じ1区画ですけど、3倍以上の格差

があります。これ、どうしてでしょう。回答を求めます。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 使用料につきましては、今までの旧町の使用料をそのまま継続して行うということでありませぬ。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めませぬ。これをもちまして、条例第120号の質疑を終了させませぬ。

続きまして、条例第121号、質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めませぬ。これをもちまして、条例第121号の質疑を終了させませぬ。

続きまして、条例第122号、質疑はありませぬか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 大島町の簡易水道事業給水条例について質問させませぬ。先ほどから規則には、後出す、そいで、料金等についても後出すということなんですが、一応聞いときたいと思ひませぬが、実際的に今回から、それまで旧大島町では1カ月ごと集金というのが、実際的には他町が2カ月ごとに集金で、そちらに合わせということなんですが、実際的にいわゆる徴収等について、今年金者がふえていたとはいへ、実際的に徴収がより1カ月ごとの方がベターではないかというふうに考えておりましたが、実際的に2カ月ごとになったのは、どういふ理由からなのかが1点です。

それと、あと大枠、大体35条関係も変わっているんじゃないかというふうに思ひませぬが、その点もちょっと報告を求めておきたいというふうに思ひませぬ。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 35条の関係は環境部の方からお答え申し上げますが、初めの前段の質問でございませぬが、なぜ2カ月徴収になったのかということございませぬが、これは上水道下水道の分科会というところで協議をいたしましたが、要するにこれから先、上水道だけではなくて、下水も当然始まってくるわけございませぬ。そうすると、1カ月ごとということになりますと、両方が、下水と水道が同時期に徴収になってくるわけです。だから、偶数月には水道、奇数月には下水というふうにと2カ月ごとにといふふうに考えて、調整した結果ございませぬ。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませぬか ごめんなさい。答弁お願ひさせませぬ。田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 35条の加入金であります、一番安いところが旧久賀町の

1万円でした。それにメーター器、ボックス等すべてつきまして13ミリであれば2万1,000円という金額に設定しました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点聞いちょきたいんですが、それぞれ各町で違っておった大口の取り扱い、これちょっと今条例を見ておるんですが、非常にわかりにくいんで、大口給水の取り扱いについて、どういう結果になったのか。大口給水、使用料の関係、一応確認しちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） お答えいたします。

水道料金につきましては、ここには出ておりませんが、600トン以下は、すべて安くなっております。ちなみに、12トン未満で申しますと、新単価が1,860円が旧久賀では630円の安くなっております。旧大島町で450円、旧橋町で450円、旧東和町で400円減ということになっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 8ページですが、第35条の新設または改造工事（メーターの口径を増す場合に限る）というのがございますが、この場合、仮設工事もその適用が受けられるわけですか、お答え願います。

議長（新山 玄雄君） 上元水道課長。

水道課長（上元 勝見君） 議員さん仰せのとおりです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑は、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 第22条ですが、この限りでないという場合は、どんな場合が考えられますか。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 後ほど答弁させていただきます。

議長（新山 玄雄君） しっかり答弁願います。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第122号の質疑を終了します。

続きまして、条例第123号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第123号の質疑を終了

します。

続きまして、条例第124号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは、旧橘町及び旧東和町の公共下水の現状についてすり合わせをした部分というふうに考えておりますが、実際的に事業によってはなかなか難しいというのがあるかもわかりませんが、結果として橘、東和に関する管理条例 管理条例は後じゃね、御無礼。

議長（新山 玄雄君） 間違い。

議員（16番 広田 清晴君） ええ、ここにあるわ。実際的に合併後、旧東和、旧橘それぞれ料金すり合わせはどういう結果になったのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後2時56分休憩

.....
午後2時57分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。

田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） お答えいたします。

下水道料金につきましては、12トンまでが旧橘が111円、旧東和が880円、旧大島町が2,400円安くなっております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、それは、いわゆる集落排水の方を、大島の場合は集落排水の部分ということでええんじゃないでしょうか。大島の場合は、公共下水がありませんからね。ただ、私が気にかかるのは、12トンまではそれぞれが少なくなったというが、途中で実際的には大きくなった部分もあるんじゃないかというふうに聞いておりますが、実際的にはどうなのか。先ほど言うた下水の関係は、それぞれ日良居、戸田地区ということで、次の条例に入りますので、実際的には公共下水は旧東和、橘というふうに認識しておりますが、その辺のところ再確認しながら質問しちょきたいと思うんですが。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 単価につきましては、公共下水、漁業集落排水、農業集落排水、すべて統一されております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第124号の質疑を終了

します。

続きまして、条例第125号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第125号の質疑を終了します。

続きまして、条例第126号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第126号の質疑を終了します。

続きまして、条例第127号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第127号の質疑を終了します。

続きまして、条例第128号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これもちょっと条例がわかりにくいんですが、実際的にはその地域、浮島地域の網羅しちよる比率、いわゆる漁業集落排水処理が網羅しちよる世帯、世帯全体で何%ぐらいを網羅しとるのか。

それと、実際的には、これも先ほどすべて統一したということで、すべて下がったということによろしいのか。確認しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） お答えいたします。

100%行っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点、すべて公共下水と同じように料金を統一したという答弁じゃったと思いますが、それでよろしいのか。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） そのとおりであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第128号の質疑を終了します。

続きまして、条例第129号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第129号の質疑を終了します。

続きまして、条例第130号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第130号の質疑を終了します。

続きまして、条例第131号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第131号の質疑を終了します。

暫時休憩します。

午後3時02分休憩

.....

午後3時03分再開

議長（新山 玄雄君） 先ほどの答弁、田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 先ほどの浜戸議員さんの御質問にお答えいたします。

町長が必要であると認めたときはこの限りではないと言いますのは、防火用水及び墓地であります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 続きまして、条例第132号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第132号の質疑を終了します。

続きまして、条例第133号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第133号の質疑を終了します。

続きまして、条例第134号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第134号の質疑を終了します。

続きまして、条例第135号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第135号の質疑を終了します。

続きまして、条例第136号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第136号の質疑を終了します。

続きまして、条例第137号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第137号の質疑を終了します。

続きまして、条例第138号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第138号の質疑を終了します。

続きまして、条例第139号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第139号の質疑を終了します。

続きまして、条例第140号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第140号の質疑を終了します。

続きまして、条例第141号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第141号の質疑を終了します。

続きまして、条例第142号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これもちまして、条例第142号の質疑を終了します。

続きまして、条例第143号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第143号の質疑を終了します。

続きまして、条例第144号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第144号の質疑を終了します。

続きまして、条例第145号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第145号の質疑を終了します。

続きまして、条例第146号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第146号の質疑を終了します。

続きまして、条例第147号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第147号の質疑を終了します。

続きまして、条例第148号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは、旧町では久賀、橘が設置されておったというふうに聞いております。その点で間違いはないのか。

それと、この条例を設置すれば、例えば今まで大島町では、それぞれがその地域でやりよったわけなんです、この条例の範囲内に入るのかどうなのか、それも確認しときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

この周防大島町小作料協議会設置条例でございますが、これは旧久賀町、旧橘町で設置されていたものでございます。委員定数は15人以内ということで設定しております。旧久賀町、旧橘町とも15人でございました。

内容でございますが、これは小作から地主に支払うものでございます。残りの部分は、小作人

が取るということで、周防大島町では、残りの部分は小作人が取るということになります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第148号の質疑を終了します。

続きまして、条例第149号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第149号の質疑を終了します。

続きまして、条例第150号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これについては、専決でやられた内容で、実際的に融資残はどういう状況なのか、報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

規則で制定しておりまして、貸付金の最高限度でございますが、農業協同組合に2億5,000万円以内、農業または林業を営むもの、これは合名会社、合資会社、有限会社、町長が認める団体というものでございますが、これが5,000万円以内、農業または林業を営むもの、これは前号に掲げたもの以外のものでございます。これが600万円以内というふうになっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 融資残については、手持ちの資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第150号の質疑を終了します。

続きまして、条例第151号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第151号の質疑を終了します。

続きまして、条例第152号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 152 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 153 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 153 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 154 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 154 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 155 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 155 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 156 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 156 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 157 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 157 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 158 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 158 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 159 号、質疑はありませんか。159 号、広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 周防大島町農道及び林道維持管理条例について質問します。

これは、旧東和、旧橋であったものということで、これは規定でやられとったんですか、旧大島町で、非常にわかりにくいんで、若干の補足を求めたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

これは旧橋町と旧東和町ではなくて、旧大島町と旧東和町で林道管理規定、それぞれ林道管理規定で設置をしておりました。費用の負担でございますが、その一部を受益者に負担させることができるという内容でございます。しかし、実際にはこれは負担は徴収していないという実情でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） よろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第159号の質疑を終了します。

続きまして、条例第160号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第160号の質疑を終了します。

続きまして、条例第161号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第161号の質疑を終了します。

続きまして、条例第162号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第162号の質疑を終了します。

続きまして、条例第163号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第163号の質疑を終了します。

続きまして、条例第164号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第164号の質疑を終了します。

続きまして、条例第165号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第165号の質疑を終了します。

続きまして、条例第166号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第166号の質疑を終了します。

続きまして、条例第167号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いわゆる商工業者に対する設備投資資金助成条例なんです、これについても今現在、実際的に4町それぞれ貸付残等があると思いますが、つかんでおりますか。実際つかんでおれば、今どういう状況なのか、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

資金の貸付残でございますが、現在手持ちの資料がございませんので、後ほど御答弁させていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第167号の質疑を終了します。

続きまして、条例第168号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも私も初めて聞く条例なんです、今現状、実際それぞれ森、外入等、どういう状況なのか、実際的にいわゆる建設戸数と空き数、つかんでいれば報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

この条例につきましては、旧東和町で設置をされていたものです。3団体団地がございまして、森団地と外入、沖家室団地がございまして、森団地につきましては、4棟の16戸、このうち利用状況ですが、14戸となっております。外入の団地ですが、2棟の12戸、利用状況は9戸でございます。沖家室団地ですが、これは2棟の20戸、利用状況は10戸となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議長、もう1点、聞いておきたいのは、今度は中小業の事業主に貸し付けることによって、いわゆる住宅とするわけなんです、実際的にこれが条例化された

場合、今までは旧東和町で条例をつくって、ほいで運用されておったと。じゃ、今度はその実際的には周防大島町全域でそれが対象となると。当然のことですが、実際的にはそこへ入れるという格好で当然のことと思うんですが。確認。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 今の3団体につきましては、ホテルサンシャインに貸しております。したがって、サンシャインの方で今空きがあるということになりますんで。

議長（新山 玄雄君） いいですか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今の答弁では、これにもきちっと書いてあるわけですが、事業主に貸すということですが、これは各戸別に事業主に貸すということじゃないわけですか。今の3カ所ありましたよね、それぞれ1カ所全部を1つの事業主に貸すということなんじゃないかな。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 今の3団地につきましては、一括でサンシャインにお貸ししております。

議長（新山 玄雄君） よろしゅうございましょうか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第168号の質疑を終了します。

続きまして、条例第169号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第169号の質疑を終了します。

続きまして、条例第170号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第170号の質疑を終了します。

続きまして、条例第171号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第171号の質疑を終了します。

続きまして、条例第172号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 前の条例と同様、グリーンステイながうら条例ということで、各スポーツ施設をやってるんですが、実際的に状況としては融資の状況、いわゆる利用状況等は、

専決処分の段階ですが、つかんでおれば、実際的にどういう状況なのかが非常にわかりにくいんで、説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） お答えいたします。

グリーンステイながうらの件につきましては、15年度決算でございますが、歳入が5,573万6,614円でございます。歳出が8,104万1,655円、その穴埋めといたしまして、町が2,530万5,401円補てんをしておるとい状況でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑、富田議員。

議員（18番 富田 安英君） 会員券のことなんですけど、先月おふるに行くと、私は町外だからだめだというふうに言われたんですよ。会員券のあれは、いつから全体が会員券の発効になるのか。久賀地区の人でないといけないようになってたので、先月行ったらそういうふうになかったんですよ。それで合併した後でしたんで、聞いてみたいんですけど、そこら辺はいつから今度是一緒になるのか、統一になるのか、そこら辺のところ。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

ただいまの御質問の内容ですが、65歳以上の方じゃないかと思うんですが、すべての方は町内有効でございます。ただ、65歳の方につきましては、証明というものがあまして、今各施設に10月1日以降に張り紙をしておりますけれども、割引ということで利用ができますよということで表示をさしていただいております。その65歳以上の方じゃないかと思うんですが。

議長（新山 玄雄君） いいですか。中本議員。（発言する者あり）いいですね、次に移ります。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 今の関連つうことはないが、横から取るようなんですが、今の中原課長の答弁で、2,500万円、町の負担つうのは、毎年2,500万円も負担したんじゃないか。どういうふうな追加の穴埋めをしていくのか。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） お答えいたします。

今議員さんの方から御質問がございましたけど、御存じのように本町は温泉と浴場で3施設は持っておりますけど、まず最初に、今課の中で精査をしておりますことは、例えば洗剤とか、そういったすべてのものについて、共同購入ができないかと、安い方へ合わせないかということで、今、調査をしております。そういったことで経費の節減をしていながら、また今いろいろのことを考えておりますけど、やはりその設備が来ていただけるような方策を、今後仕掛けていかなるを得んのじゃなかるうかなというふうに感じております。どこの施設も町の費用を出してお

りますんで、今後そういったことがないように、何か方策を考えながら軽減をしていきたいと。ようけ出すものは出さなくて、たくさん来ていただけるというような方策も今後取り入れていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第172号の質疑を終了します。

続きまして、条例第173号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第173号の質疑を終了します。

続きまして、条例第174号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第174号の質疑を終了します。

続きまして、条例第175号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第175号の質疑を終了します。

続きまして、条例第176号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第176号の質疑を終了します。

続きまして、条例第177号、質疑はありませんか、富田議員。

議員（18番 富田 安英君） 大人が700円というんですよね。そいで入浴回数券が10回で5,000円ちゅうのを買おうと思うたら、町外だからだめだと言われたんで、これはいつから施行ということによろしんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） どこですか。

議員（18番 富田 安英君） 竜崎の温泉の回数券。

議長（新山 玄雄君） さっきのですか。

議員（18番 富田 安英君） さっき間違えて。間違うたんです。竜崎の方じゃった。

議長（新山 玄雄君） じゃ、さきに戻って。

議員（１８番 富田 安英君） いや、今のでええんよ。竜崎の分で。

議長（新山 玄雄君） それじゃ答弁願います。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

回数券は使用できますので、その辺の実情がちょっとわかりませんが、新町で回数券使えます。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後３時28分休憩

午後３時51分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

先ほどの答弁。岡村産業建設部長。１７２号と答弁漏れ１件、答弁させます。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

条例の１７２号の竜崎温泉の回数券の購入でございますが、これはどこでもだれでも買えることになっております。これは以前と変わりはありません。

それと、答弁漏れがございましたが、１６６号の周防大島町商工業振興対策設備資金、この平成１５年度の期末融資残高でございますが、８,３２９万１,０００円でございます。町からの利子補給額でございますが、これが１４万６,６５５円ということで、件数にいたしましたら１９件でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 条例第１２０号であります。浜戸議員さんの方からの御質問でありますが、緊急時のための区画は若干ありますが、生前では申し込みは受け付けておりません。

以上です。

議長（新山 玄雄君） それでは、条例１７７号の質疑は、もうございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第１７７号の質疑を終了します。

続きまして、条例第１７８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第１７８号の質疑を終了します。

続きまして、条例第１７９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第179号の質疑を終了します。

続きまして、条例第180号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは設置条例ですから、基本的には管理運営について必要な事項は規則で、ここも規則で定めるということで、ずうっと一括しておるんですが、先ほどから旧久賀の件、旧橋の件、出てきました。それで、旧東和の件については、この設置条例に基づいて、いわゆる実際的には委託という方式で運営され、そしてその委託の支払いをされているというふうに考えております。その点では、どこに委託をされているのか、支払いはどこ、どういう団体になっているのか、聞いておきたいと。これは規則の中にあると思いますので、答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 規則を制定しております。それで、管理委託者でございますが、社団法人東和ふるさとセンターに委託ということになっております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほど環境生活部長の答弁のことですが、120号のところで、生前は貸し出しをしないという答弁でしたが、それは、新町においてもそうだといいことですね。この辺で、旧大島町はそうではないよという話がありましたんで、それ、もう1回確認しときたいんです。

議長（新山 玄雄君） 答弁。田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 旧久賀町においては、区画はもうありませんので、生前にはしないと。旧大島町においては、区画が余っておりますので、生前はやっ払いこうということになります。以上です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、もう旧町の境はなくなったわけですから、ですから、要は生前も受け付けるというふうに受け取っていいわけじゃないですか。それはさっきの答弁と違うじゃないですか。別に久賀に住んじよる人がこっち買ってもいいわけでしょ。そうでしょ。ですから、それは先ほどの答弁と違うんじゃないですか。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） そのとおりであります。申しわけありません。

議長（新山 玄雄君） そいじゃ、続けます。続きまして、条例第181号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 181 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 182 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 182 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 183 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 183 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 184 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 184 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 185 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 185 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 186 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 186 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 187 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 187 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 188 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第 188 号の質疑を終了します。

続きまして、条例第 189 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第189号の質疑を終了します。

続きまして、条例第190号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第190号の質疑を終了します。

続きまして、条例第191号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第191号の質疑を終了します。

続きまして、条例第192号の質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、今回この条例を見てみますと、実際的にはかなりの、周防大島町全体で見ればかなりの住宅があります。この中で、今の空きの住宅、例えば旧来の周防大島町で言えば実際的にあるが、政策空き家化して、実際的には入ってないという状況もあります。それで、実際として、例えば今、西ヶ原住宅から日良居住宅までかなりの戸数があるんですが、実際的な状況をつかんでおられますか。空き、それぞれの。

議長（新山 玄雄君） 東原課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 御質問にお答えします。

旧久賀町に15件ほどまだ直さなければ入れないのがあります。それから、4件ほど旧久賀町に特公賃が1件、旧橋町に特公賃が1件、それから旧久賀と新開1件ずつ、計4件ほど入居を募集するのがございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 特定の方は今ちょっと触れてないんですが、私の方はですね。実際的に直せば、この条例を執行するに当たって、西ヶ原からずっと日良居住宅まで一覧がありますね。そいで、実際的に例えば、私も旧他町のことについてはわかりませんが、直したら入れるちゅうんと、実際的に危険地なので、町として取り壊し対象というのが住宅にはあるというふうに思うんです、取り壊し対象。その辺が実際的にどういう状況なのか。例えば旧大島町地域で言えば、瀬戸住宅については、かなり老朽化し、昭和30年ごろですから、老朽化し、これは政策空き家化という名前で一応立ち退きのお願いを、空いたら次に入らないという状況がありますね。それで、実際的に旧3町、それ以外の町でもいいですが、旧町それぞれ実際的に空きの状況

なんかは、政策空き家以外の空き状況なんかは、今、直さんにゃいけんというのは、ちょっと意味が不明なんです。例えば今空いているという住宅の状況はつかんでいますかということなんです。じゃ、直さなくても入れる住宅は現存するのかなのか。条例上、執行上ですね。実際的にはもう全く直さなければ入れん住宅ばかりなのか、その辺が非常にわかりにくいんです。ほいじゃ、その辺がわかれば、きちっと報告しちよっていただきたいと。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 今、議員さんがおっしゃったように、大島町で大変古くなって、もう直しても費用がかかって、取り壊す方がいいのが何カ所かあるんですが、ちょっとその点はまだ件数が把握してないんですが、要するに15件ほどは、もう壊すか直すかじゃないと、もうとてもしゃないが入れないということで、あと安下庄地区関係は、今の状態では、今さっき言いましたように1件ほど特公賃はありますし、久賀も特公賃が1件ありますし、それから2件ほど久賀の方は募集をかけるということでございます。あと、申しあげましたように大島町の方はちょっと直しても危険な状態で、もうどこかに移っていただくような現状でございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） これは、条例の何なんじゃけど、即、これが終われば、入居ちゅうような申し込みが出ると思うんですが、関係ないように思うんですが、恐らくこれからは平等で橘町方式でなしに抽選ちゅうことになると思うんですが、1つなら1つ住宅があいて、5人なら5人抽選して1人だけが当たるよね。次の抽選のときは、この残った4人で次に空き家が出たときには、残った4人で抽選というような方法はとれないものか。そうしないと、いつまでたっても入れないつう状態が起きてくるんよね。そういうとこ、どのようなこれからは方法をとっていくのか。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 募集をかけたときに抽選で決定しまして、それ以後は、やっぱりまた募集をかけて抽選するようになると思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 第4条ですが、入居者の公募の方法が出ておりますが、これ以外では公募はしないんですか。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 今のところは、この3点で公募の方法でやろうかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） この方法だと、町内に住む人しか空き室というか、空き部屋があるかないかわかりませんよね、この方法だと、この３点の方法だと。いわゆる町外からも住宅というのは求めがあると思うんです。その辺の対応の仕方というのはどう考えるわけですか。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 町外の人が、現在こっちに住んでおらないのが申し込むというのは、ちょっと連絡方法とかであれですが、やはりこちらにおる人、あるいはそういう事情を聞きまして検討をしてみたいと思います。だから、結局よそから申し込みがありましたら、一応抽選の中に入れてやりたいということであります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） 今の世の中ですから、広くインターネットで公募するとか、同じように。だから、町の広報でやるときに、インターネットにも載せるとか、そのぐらいはできるんじゃないですか。抽選に来る来んは、例えば東京の方から部屋を借りたいんじゃないかって、その抽選に来ん人間までは、それはしょうがない。でも公募はやっぱり広く公募すべきじゃないですか。そうせんと、だんだんそれでなくても過疎が進みよるのに、少しでも町外から入ってくれりゃ、それだけ人口がふえるわけですから。ですから、これ、やっぱりこの３項目だけじゃ、僕は足らんと思いますけどね。今後これは条例、また改正をしていただいて、その辺も入れると、公募するというお考えがあるのかないのか、それだけ。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 募集方法につきましては、先ほど浜戸議員さんが言われましたように、インターネット等にまた載せまして、連絡して参加してくれた人だけを抽選にするということにしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） じゃが、この条例のままじゃ、今のできんのじゃないですか、条例改正をしなきゃ。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） お答えします。

今後、また検討してまいりたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第１９２号の質疑を終了します。

続きまして、条例第１９３号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも規則にかかわる部分であるというふうに思うんですが、実際に選考委員会の方に旧久賀町、他の3町はわかりませんが、選考委員の中に議員が入っちゃったということがあるようなんですね。基本的には新規則の中にはどういう条項になっちゃりますか、選考委員のところは。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後4時13分休憩

.....
午後4時19分再開

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） 先ほどの答弁をします。

第8条の入居者の選定というところにございますように、抽選その他公正な方法により入居者を選定するというところにございますので、選定委員というの、今現在ございません。

議長（新山 玄雄君） 先ほど答弁漏れがございましたので、お願いします。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 条例149号で答弁漏れがござりました漁業近代化資金の融資残額にございますが、16件の1,090万円にございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 先ほどの広田議員の質問であります条例第99号保育所の入所措置者数であります、公立につきましては、4保育所でゼロ歳児2名、1歳児8名、2歳児21名、3歳児27名、4歳児27名、5歳児30名、合計115名、私立では、12保育所で、ゼロ歳児24名、1歳児51名、2歳児72名、3歳児82名、4歳児78名、5歳児81名、合計388名であります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） よろしゅうございますね。それでは、先ほどの193号の質疑を終了いたします。

続きまして、条例第194号、質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 旧橘町の町会議員でありながら、この和戸の改良住宅というものがどういうふうになって、どういうふうに進行されているつうのが、実際のところはっきりとわからなかったんですが、それを私が歩いてみるのに、半分ぐらい空き家ですよ、これが。この空き家がどうなっているのか、どういうふうな理由で空き家になっているのか。聞くところによると、土地とか家を、改良住宅つう名前のとおり土地とか、家を持っていた人が権利を持っているんじやつうように私は聞いているのですが、そのところ、はっきりどういうふうになっているのか、お答えお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。

生活衛生課長（東原 正一君） お答えします。

今現在、空き家等もございまして、名義等も変わったりしておるんがあると思いますが、よく現況を調査しまして、また資料なりそろえたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 今、課長が言うたように、ほんと住所で訪ねていっても違う人がおったりするんですよね、あっちがう家へ入ったと思うて。だから、課長今答えたけど、それを早急によく調査してひとつ出つつうんじゃないんですよ、住民に違うちよるけ、その名前をきちっとしてほしいと。郵便やさんも困るんじゃないんかと思うんですよ。名前と入ちよる人が、名前が違うとったりしたら。ひとつよろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですか。

議員（20番 中本 博明君） はい、いいです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第194号の質疑を終了します。

続きまして、条例第195号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第195号の質疑を終了します。

続きまして、条例第196号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第196号の質疑を終了します。

続きまして、条例第197号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第197号の質疑を終了します。

続きまして、条例第198号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ここ、消防団のことをお聞きしますが、第12条には、新しく報酬が決まっておりますが、その中で副分団長、これは旧久賀町においては、副分団長という役名は実際にはありませんでした。多分ここが部長という役職が副分団長になったんだろうと思われ

ますが、いわゆる副分団長の役割といいますが、どこを管轄するのか、これをひとつお願いします。

それと、その2には、出勤手当として3項目書いてありますが、消防団については、消防学校に入学をすることができますが、その場合の手当についてはどういう規定があるのか、その2点をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例についての御質問でございますが、報酬につきましては、4町の職名に若干の差異がございました。そこで、団長、支部団長、支部副団長、分団長、副分団長、班長、団員ということで、旧町でありました名称は若干変わっておりますが、その名称と報酬額が一致するところに任命辞令を出しております。また、費用弁償のことでございますが、第13条で公務のため旅行したときは費用弁償するという条例が制定されておりますので、ここで支給することになっております。以上でございます。

副分団長の役割でございますが、副分団長は、分団長を助け、分団の業務を支援するということでございます。一般的なことでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それはわかるとるんですよ。しかし、先ほども言いましたように、旧久賀町においては部長制度があったわけです。ですから、例えば第1分団何班というふうにあったわけです。その班の長が部長という職名であったわけです。それをこの部長という制度、制度というか、旧3町に合わせて副分団長という役職をつくったんでしょうから、ですから、その副分団長というのは、その各班の長をやるのか、それとも今言われるように分団長の補佐をするのか。補佐をするということになれば、班長の長は班長になるのか、その辺の組織がどういう形態になるのかというのを聞きしとるわけで、これもう一度答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 各町の組織につきましては、旧久賀町では、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員という組織でございました。その他の3町では、部長がございませんでした。旧大島町には班長がありました。東和、橘、すべて旧ですが、旧東和町、旧橘町には班長という制度もございませんでした。要するに、そういうことございましたので、報酬額は班長と団員は同じでございます。さらに部長と副分団長が報酬額が同じでございましたので、部長は副分団長に統一し、班長は団員に統一するという調整を行っております。そういうことでございますので、職名につきましては部長がなくなったということですが、その内容は副分団長に統合されたということでございます。

それと、消防団につきましては、合併時に統合するということになって、合併協議会では、消防団については合併時に統合するという協議をしたわけでございますが、実際にすべてを統合する

というのは、非常に難しいということでございます。と申しますのは、この消防団にも非常に長い歴史がございまして、各旧町の消防団というのは、一朝一夕にできたわけでもございませんし、やはりそういう長い歴史を引っ張ってきておる消防団を、一遍に一つに統合するというのは、非常に難しいということございまして、旧各町の団長さんに支部副団長という形で就任いただきまして、支部副団長の中から周防大島町の消防団団長を出していただくというふうな制度になっております。

そういうことでございますので、旧各町の団長さんが支部団長で、旧各町の副団長が支部副団長ということになっておりまして、そのまま名称を変えて任命をいたしております。そういうことでございますので、各町の消防団の支部団、支部団の中身については、ほとんど元の体制をそのままにして活動していただくということにいたしております。

ということでございますが、今、浜戸議員さんの御質問のように、部長が副分団長に統合されておるわけでございますが、その部長の役割というのが、旧久賀町でしかなかった制度でございますので、ここは副分団長に統合させていただきましたということですが、この副分団長の職務が、旧久賀町での部長と副分団長の差というのが当然あったと思うんですが、これは久賀支部団の中で調整をしていただいておりますというふうに考えおります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 合併という移行時ですから、すぐ組織をきちんと立て直すというか、やるのは難しいかもわかりませんが、いずれにしても指揮命令系統で動く組織ですから、きちんと上からの指揮命令系統があって、組織図があって、初めてやっぱり下部が動けるわけですから、それは早急に一つの町としての指揮命令系統をきちっとつくって、役割をきちんとしないと、これは団員は動けませんよ。その辺は、だからもう早急にそういう組織図、指揮命令系統をつくっていくべきだと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 旧久賀町、旧大島町、旧東和町、旧橋町の組織としては同一のものが出来上がっております。それが旧来の町の組織と若干変わっておるということで、そこに何か齟齬が出てくるのではないかとございまして、これは私たちも新しい制度に移行して、まだ数カ月しかたっておりませんし、今後この状況を見ていながら、果たして、今までの制度と今回の制度で変わったところで、どういう不都合が起きるのかということも検証しながら、もしまたこれがこれでは不都合であるということになれば、各支部団長さん方、また支部副団長さんと協議しながら体制をつくっていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑、尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 命令系統につきましては、今質問があったわけですが、あと

1点、私の方で確認させていただきます。12条の出動手当の方で、訓練出動1回につき3,700円とあります。この訓練出動に当たって、この訓練という意味が応急操法、基本操法、そちらの方に参加する当日だけのことを意味するのか、またそれに参加するに当たっての訓練がありますね。そういったこともまたその対象になるのかということが1点です。それと、その他出動というのが、どういったことを意味するのかをお伺いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） これも旧久賀町、旧大島町、旧東和町、旧橋町で若干の差異がございました。ちょっと先にそこを説明させていただきます。久賀町では、非常出動手当1回5,400円、訓練出動手当3,700円、その他出動手当1回2,800円というふうな制度になっておりました。大島町では、水火災出動手当5,400円、訓練出動手当3,700円、警戒出動手当2,800円と。旧東和町では、災害出動手当1回5,400円、訓練出動手当1回につき3,700円、警戒出動手当1回につき2,800円と。旧橋町では、水火災出動手当5,400円、訓練出動手当3,700円、その他出動手当2,800円というふうに、この条例の、今第12条第1項第2号のところに掲げてあります文言に若干の差異がございました。当然、これを調整しなければならないということで、非常出動ということと訓練出動とその他出動というふうにまとめさせていただきました。

それで、訓練出動につきましては、各分団等で毎月日にち等を決めて、訓練をしていただいておりますと思いますが、それに対する訓練出動の手当でございます。その他出動につきましては、先ほども申し上げましたように、各町でその他出動とか、警戒出動とかというふうになっておりましたので、中身とすれば警戒出動というふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 訓練出動、訓練、いろいろ消防団やっていく中にあるわけですが、だから、先ほど私の方で質問したのは、柳井広域の方で、例えば基本操法とか応急操法とかありますね、その当日は値することだろうと思うんですが、訓練に出動する前にまだ練習を重ねますね。そういったときにはどういった対象になるのかということですね。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） ただいまの訓練手当のことでございますが、広域消防等の操法大会等の練習ということでございますね。これにつきましては、各町で毎年持ち回りで旧町4町で持ちまわっておりました。だから、4年に1回ほど各町に回ってくるということでございまして、これも訓練というよりも、要するに練習が、随分長く練習をしていただくということになりますので、訓練というよりも1つは打ち切りの考え方で、例えば、10万円なら10万円というふうな形で、そこに手当を出して、それで練習をしていただくときの費用にさせていただくというふう

な形をとっておりましたので、新町でもそのようなことを考えております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） じゃ、そういった形で手当がいただけるということで間違いのないということですね。わかりました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第198号の質疑を終了します。

続きまして、条例第199号、質疑はありますか。武政議員。

議員（11番 武政 輝夫君） 11番、武政。組織につきましてでございますが、企業局を置く、公営企業局を。病院事業の管理者は、公営企業管理者（以下管理者という）、この管理者イコール、ほいじゃ町長と判断していいのかどうか。別人が置かれるのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 御質問にお答えいたします。

御存じのとおり地方公共団体が経営する企業に対して、地方公営企業法というのが適用になります。その中で定められたもので、先ほどの御質問のように町長イコール企業管理者ではございません。全く別な職種でございます。

議長（新山 玄雄君） 武政議員。

議員（11番 武政 輝夫君） 11番。でしたら、このような立派な条例制定でしたら、やはり管理者の選出方法とか、あるいは任命とか、そうしたものはちゃんと記名してくださいよ。こういうことで管理者が選ばれますよということを、御親切があるのなら、明記すべきじゃなからうかと思いますが、いかがですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） これは、公営企業法の方で、事業管理者を置くということになっておりまして、公営企業法が全部適用すると、ここに明記してありますが、第3条で公営企業法の全部適用になった場合、当然企業管理者を置かなければならないということになっておりまして、この公営企業管理者は町長が任命するということになっております。

そこで、けさほど御説明しましたが、町長等の給与または旅費、期末手当のところに、公営企業管理者の報酬も出ておったと思いますが、そういうことで、町長が任命することとなっております。ただし、助役、収入役等の特別職と違いまして、議会同意を求めない任命ということになっております。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑は、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、部長の方から答弁がありました。いわゆるかなりの高額
の企業管理者を置くわけなんですよね。ほいで、1つは実際いわゆる議会の承認が要らないとい
う理由といいですか、法的根拠をきちっとしちよきたいと、答弁をお願いしたいと。言いますの
が、かなりの高額な区分に入ります。実際的に要らないという根拠を求めておきたいと。

それと、私も全部適用というた場合、今まで実態としてあれば、例えば介護保険がありました
ね。これと同じ趣旨なのかどうなのか。地方公営企業法すべて適用というた場合、介護保険、今
まで広域でやっておりましたね。これと同じようなあれなのか、全く違う内容となるのか。その
辺をちょっと聞いておきたいと。

それと、地方公営企業法というのがあります。ちょっと見てみますと、当然、こういう格好
でやっていくということが出来ます。水道、工業用水、軌道事業、自動車運送業、鉄道、これら
の部分に入るといふふうに考えておりますが、実際的には非常にここでの部分については、管理
者という場合に、1つは会計運用上、公営企業法に基づく会計運用上、そしてもう1つは、実際
的に、先ほど言いましたなぜこれだけの、かなりの金額を支払うところが議会承認が要らないと
するのか、その辺をちょっと答弁を求めたい。

議長（新山 玄雄君） 椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） 地方公営企業法の全部が適用される地方公営企業におかれるもので
ございまして、特定の事項を除き、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し、当該
地方公共団体を代表する町の補助機関であるというふうに、地方公営企業法第7条、8条に定め
られております。企業管理者は、原則として同法第2条第1項の事業ごとに置かれますというこ
とでございまして、周防大島町では、公営企業局に事業管理者を置くというふうに定めておりま
して、「管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、町長が任命する。ま
た、管理者は常勤特別職とされ」云々ということございまして、任期は4年で再任されること
ができるというふうになっておりまして、すべて今の御質問のような議会承認が要らないとい
うことも、公営企業法にうたってあるところでございます。

議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第199号の質疑を終了
します。

続きまして、条例第200号、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも、いわゆる管理者が定める内容が不明なんで、非常に難
しいんですが、実際的に例えば、今度予算出てきます。ここを設置して、国債の運用なんかは実

際的には東部病院の方で運用するということになっちゃうと思うんですよ。いわゆる総務部は基本的には企業局のどこに置く、ほいで、その取り扱いはどうなのか、中身の運営ですよ、この辺は、補足説明をお願いしちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） それでは、御質問に対してお答えいたします。

まず、総務部の分掌事務でございますけど、総務部には総務課と財政課と業務課がございます。組織そのものは総務課は庶務、用度、電子計算、財政の方が管財、経理、業務課の方が検診業務でございます。以上でございます。

それと、先ほど言われました国債の運用を東部病院でというのは、この条例には、今載ってないと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第200号の質疑を終了します。

続きまして、条例第201号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第201号の質疑を終了します。

続きまして、条例第202号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第202号の質疑を終了します。

続きまして、条例第203号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも、実際として職員、いわゆる医療職員、病院職員を住宅の状況について、ここで書かれておりますね、实际的に。ほいで、实际的には今の状況がいろいろ言われておりますが、実際空きの状況等はきちとつかんでおられれば、報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） お答えいたします。

貸し付けの状況はちょっと把握しておりませんので。ただ、現在は、ここにある職種別に書いてありますけど、ほとんどが大島看護専門学校で、10名だと思います。思いますじゃいけんのでしょうけど、10名です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第203号の質疑を終了します。

続きまして、条例第204号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第204号の質疑を終了します。

続きまして、条例第205号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、条例第205号の質疑を終了します。

岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 先ほど広田議員さんへの答弁漏れの回答で、条例150号の農業近代化資金のところ、漁業近代化資金というふうに回答しておりました。農業近代化資金でございます。訂正しておわびをさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） もう答弁漏れは、椎木総務部長。

総務部長（椎木 巧君） けさほどの広田議員の質問で、条例第43号一般職の職員の給与に関する条例のところでございましたが、級別の職員数の問題がございました。まず1級の職員が1名、2級の職員が29名、3級の職員が56名、4級の職員が36名、5級の職員が57名、6級の職員が109名、7級の職員が32名、8級の職員が15名、午前中申し上げましたが、9級の職員が12名となっております。これは行政職給料表1の適用する職員でございます。

次に、技能職給料表を適用する職員では、1級が6名、2級が4名でございます。次に、船舶職給料表1を適用する職員では、3級が2名、4級が1名、5級が1名、船舶職給料表2を適用する職員では4級が2名、次に、医療職給料表4を適用する職員では、1級が3名、次に、現業職給料表を適用する職員では、3級が10名、4級が5名となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに答弁漏れないですね。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 失礼します。質問漏れがありまして、許可いただけないでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 質疑はさかのぼれないんですよ。

議員（21番 平川 敏郎君） わかりました。

議長（新山 玄雄君） 後で聞いてください。

それでは、これより討論を行います。議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案1号について、反対の立場から討論をいたします。

御承知のように今回専決をせざるを得ないというのは、客観的な事実であります。しかし、その中で議論したところによりますと、実際的に私は前議会の中でできるだけ早く、いわゆる合併後どれだけ混乱を起こさずにやっていくか、ここが問われるんだということを議論してきました。そういう点では、基本的には聞いていてわかるように、いわゆる総合窓口と総合支所、条例設置したにもかかわらず、実際的な連携が今時点でもできておりません。これは客観的な事実です。どこまでが総合支所がやって、どこまでが実際的に部がやるのか、これは全く私はできてないというふうに判断せざるを得ません。

また、もう1つの点として、条例をつくるときに、ほんとに新しい条例を一応つくるわけなんです。そのときに、一つ一つの条例がほんとに新町にふさわしい条例かどうかという点で判断するならば、答弁でありましたように元々4町時代にこういう数だったからこういうところがいいと、ほんとにその中身が法律の中身が考えられずに、実際的には条例を設置しちよると。これは非常にまずいんじゃないかと。もっともっと議論の中できちっとやる必要があったんじゃないかというふうに私は考えております。

その点では、そうした前提を明らかにして反対せざるを得ないというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第1、議案第1号周防大島町の位置を定める条例ほか204件の条例制定の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。次の本会議は、明日11月26日午前9時30分から開きます。御苦労さまでした。

午後4時54分散会

